

平成31年第1回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

平成31年2月26日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 3時55分

◎出席議員（16名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	7番	矢板清枝
8番	滝口貴史	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	13番	久保居光一郎
14番	沼田邦彦	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

6番 村上進一

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	滝田勝幸
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	福田守
税務課長	水上和明
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	稲葉節子
こども課長	神野久志
農政課長	菊池義夫
商工観光課長	小原沢一幸
環境課長	小林貞大

都市建設課長

小田倉 浩

上下水道課長

佐藤 光明

学校教育課長

岩附 利克

生涯学習課長

柳田 啓之

文化振興課長

糸井 美智子

◎事務局職員出席者

事務局長

大谷 啓夫

書記

菊地 静夫

書記

藤田 真弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第16号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第17号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第18号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第19号 那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第20号 那須烏山市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第21号 那須烏山市特別会計設置条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第22号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第23号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第24号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第25号 那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第27号 那須烏山市民ふれあい農園設置、管理及び使用料条例の廃止について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 9号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第10号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第11号 平成30年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算

- (第1号)について(市長提出)
- 日程 第17 議案第12号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について(市長提出)
- 日程 第18 議案第13号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算(第3号)について(市長提出)
- 日程 第19 議案第14号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算(第3号)について(市長提出)
- 日程 第20 議案第15号 平成30年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第3号)について(市長提出)
- 日程 第21 議案第1号 平成31年度那須烏山市一般会計予算について(市長提出)
- 日程 第22 議案第2号 平成31年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第23 議案第3号 平成31年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第24 議案第4号 平成31年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第25 議案第5号 平成31年度那須烏山市介護保険特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第26 議案第6号 平成31年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第27 議案第7号 平成31年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第28 議案第8号 平成31年度那須烏山市水道事業会計予算について(市長提出)
- 日程 第29 議案第28号 市有財産の処分について(市長提出)
- 日程 第30 議案第26号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第31 付託第1号 請願書等の付託について(議長提出)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（沼田邦彦） おはようございます。傍聴席の皆様方には、議会初日、早朝よりお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は16名です。6番村上議員から欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、平成31年第1回那須烏山市議会3月定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る2月20日に議会運営委員会を開き、その決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（沼田邦彦） ここで、市長の挨拶とあわせ施政方針の説明を求めます。

川俣市長。

[市長 川俣純子 登壇 挨拶]

○市長（川俣純子） おはようございます。本日ここに、平成31年第1回那須烏山市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御参集賜り、開会の運びとなりましたことを厚く御礼申し上げます。

本定例会におきまして、平成31年度当初予算案を初めとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、平成31年度の市政運営につきまして所信の一端と重点施策等の概要を述べさせていただきます。

先月1月28日に、国会において安倍内閣総理大臣から施政方針の演説がございました。その中で、「大きな災害が相次いだ平成の時代において、日本人の底力と人々のきずながどれほどまでにパワーを持つかを示せた時代でもあります」とおっしゃっておいりました。甚大な被害を受けた被災者の生活の再建、被災地の復旧・復興への強い決意、全国に広がったボランティアの輪など、人と人とのきずなや目標に向かって邁進する日本人の総力を感じることができたと思います。

また、「明治、大正、昭和、平成の時代において、日本人は幾度となく大きな困難に直面し、そのたびに大きな底力を発揮し、人々が助け合い、力を合わせることで乗り越えてきました」ともおっしゃっておいりました。急速に進む少子高齢化や激動する国際情勢も力を合わせて立ち向かい克服し、私たちの子や孫の世代に輝かしい日本をしっかりとつないでいこう、日本のあ

すをともに切り開いていこうと結んでおりました。

我が市においては、私が那須烏山市の市政運営を担わせていただきまして1年4カ月が経過しようとしております。その間、少子高齢化、人口減少、市民との協働のまちづくり、安心して暮らせる地域づくり、地域資源を活用したまちづくり、地域産業・経済を取り巻く状況変化、安心安全なまちづくり、財政状況、老朽化の進む公共施設など、本市が直面している課題の把握とその対応等に努めてまいりました。また、市民の皆様との対話の中から市政運営に対する貴重な御意見と御提言をいただき、市政への反映に努めてまいりました。

しかしながら、従来の政策・施策の延長線上で早急な解決が難しい課題が山積しております。そういった中であって、市政の先頭に立ってリーダーシップを発揮し、本市をどうという将来に導いていくのか、今こそさらなる助け合い、力を合わせてオール那須烏山の体制を構築し、困難を乗り越えるべく、市政を前に、前に進めてまいりたいと思っております。

では、今回の予算編成について申し上げたいと思います。国においては、経済財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針を踏まえ、引き続き経済・財政再生計画の枠組みのもと、施策の優先順位を洗い出し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化し、本格的な歳出改革に取り組むこととしております。また、地方公共団体の行財政を取り巻く環境は、財政健全化と地方創生の両立に配慮した地方財政計画が示されております。

本市の歳入の根幹を成す市税については、太陽光発電設備等の償却資産の影響により増額に転じているものの、市税収入の増加は地方交付税の減少へとつながることに加え、合併算定替の縮減や人口減少の影響から、普通交付税は予想以上に減額が進み、厳しい財政状況に拍車がかかっております。

そのような中での予算編成は昨年4月にスタートした第2次総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実施、歳入に見合った財政規模への変更、既存事業の廃止・統合を図るスクラップ・アンド・ビルドの実施、選択と集中といった基本方針を踏まえ、安易な前例踏襲という固定観念からの脱却を断行しながら、財政健全化に努めたところであります。

平成31年度当初予算の規模は、一般会計109億4,000万円、特別会計70億3,052万円、水道事業会計8億7,257万6,000円となりました。総額では前年度当初予算に対して1.9%、3億6,171万1,000円減の188億4,309万6,000円を計上いたしました。

次に、新年度における3つの重点事業について申し上げたいと思います。

まず1つ目は、新たな防災情報システムの構築でございます。昨今の異常気象、地殻変動等の自然災害がいつ発生するかわからない状況の中で、市民の皆様生命・財産を守るために、正確な情報をしっかり伝え、関係機関と連携して着実に避難していただけるために、従来の防

災行政無線からの転換を図った新たな防災情報システムを構築してまいりたいと思っております。

次に2つ目は、庁舎整備基本構想の策定でございます。合併以来、市役所の庁舎は未耐震のまま、大金と中央に分かれた分庁方式により市政運営が行われております。災害対策、災害復旧の司令塔となる行政庁舎の本庁方式への移行を図るため、庁舎整備基本構想を策定してまいりたいと思っております。

3つ目は、まちづくりのランドデザインの策定でございます。高度経済成長期に整備された多くの公共施設が更新の時期を迎えております。市民の皆様にとって真に必要な公共施設を選択し、施設の集約化、複合化、統廃合による公共施設の再編・再配置を図るまちづくりランドデザインを策定し、機能的でコンパクトなまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

新年度は、これら本市の将来ビジョンを市民の皆様にしかりとお示しし、丁寧な説明を行いながら合意形成に努めてまいりたいと思っております。

次に、分野別施策について、第2次総合計画基本目標の順に、新規事業、拡充事業を予算概要より抜粋して申し上げたいと思います。

まず、基本目標1「安心できる子育てと健康な暮らしを支え合うまちづくり」では、市内の保育需要に対応するため、保育士等の資格を持ちながら保育所等に勤務していない方の掘り起こしを行い、就職準備費を支援することにより、保育人材を確保する潜在保育士等就労準備金事業を創設いたしました。

また、急増する児童虐待対策として、家庭相談員を1名増員し、相談指導業務の強化、家庭における適正な児童養育環境の充実を図る家庭相談員活動事業を拡充いたしました。

次に、基本目標2「夢を持ち、夢の実現に向けて歩む力をはぐくむまちづくり」では、2022年に開催される第77回国民体育大会において、本市を会場にアーチェリー競技が行われることから、準備委員会、実行委員会等を組織し、本番に向けた準備と競技の普及啓発を図る国体開催運営事業を拡充いたしました。

また、築城600年を迎えた烏山城城跡の国指定史跡を目指し、引き続き確認調査に要する文化財調査費を継続計上いたしました。

次に、基本目標3「地域資源の魅力創出と産業活力による賑わいあふれるまちづくり」では、なすからブランド認証品を活用した商品生産・開発等に対し支援を行い、ブランド認証と販路拡大との相乗効果を図るとともに、6次産業化の取り組みを推進するなすからブランド6次産業化推進事業を創設いたしました。

また、本市において創業する個人や法人等に対しその経費の一部を支援し、新規事業の創出、

地域経済の活性化を図るとともに、従来の中小企業振興資金に新たに創業資金枠を創設し、創業者支援補助金や空き店舗対策新規出店者への開業支援事業補助金の活用を図り、中小企業に対する創業支援策を強化する創業者支援補助事業を創設いたしました。

次に、基本目標4「定住を促し安全で暮らしやすいまちづくり」では、国・県の施策と連携し、市内の中小企業に就労する目的で東京圏から移住する方を支援する地方創生移住支援金事業及び市独自に転入若者夫婦世帯の家賃を補助する転入若者夫婦世帯家賃応援補助事業を創設しました。

次に、基本目標5「市民と共に築く持続可能なまちづくり」では、今後、老朽化が顕著になる橋梁やトンネルに対応するため、長寿命化修繕計画を策定し、予防的な修繕や計画的なかけかえなど橋梁等の長寿命化及び費用の縮減可能なマネジメントサイクルを構築する道路施設長寿命化修繕計画策定事業を新規で行うこととしております。

また、同様に学校施設の中長期的な維持管理に係るトータルコストの縮減を図るため、学校施設等長寿命化計画策定事業を新規で行うこととしております。

厳しい財政の立て直しに向けた取り組みとしましては、財政健全化、次世代に継承する公共施設等の供給量の最適化及び事務事業の見直しの3項目にわたり、総合計画実施計画ヒアリング、予算裁定等の機会を捉え、方針決定や方向性を明確に出したところでございます。

財政の健全化に関しましては、平成20年度当初予算以来となる109億円代の予算編成を行いました。平成31年度末における市債残高が初めて当初予算額を下回る見込みとなったほか、基金残高についても庁舎整備基金などの着実な増額と特別会計を含めて70億円以上を確保することといたしました。また、毎年度減少してきている将来負担比率について、ゼロ化を目指すこととしております。

また、次世代に継承する公共施設等の供給量の適正化に関しましては、利用者が少ない興野出張診療所及び境診療所のあり方について検討を進めていくこととしております。また、利用者が減少する市民ふれあい農園管理棟、施設の老朽化が著しいベンチャープラザ那須烏山及び管理面で利用者の安全確保等が困難な宮原青少年野外活動広場については、施設の廃止を決定いたしました。

次に、事務事業の見直しにつきましては、戦没者追悼式や市民運動会の同一会場での開催の方向で調整しているところであります。また、経営の効率化と財政基盤の強化を図る観点から、水道事業の統合、学力向上対策を図る観点からサタデースクールを休止し、スーパーティーチャー育成事業の重点化を図ることとしたところであります。

次に、負担金、補助金及び交付金については、団体運営費や市単独制度等の26項目について削減あるいは廃止、事業効果が低いものや県内水準が著しく高い項目については、平成

31年度中に見直しを検討することとしました。

結びになりますが、本市を取り巻く情勢は、人口減少問題、少子高齢社会、財政状況の変化など、決して楽観できるものではございませんが、市民の皆様が将来にわたり住みなれた地域で安心して生活していただけるよう、若い世代が子供を産み育て、未来の担い手が夢と希望を持って健やかに成長していただけるよう、誰もが潤いと安らぎを持って安心安全な生活を営んでいただけるよう、職員とともに市民の皆様信頼される姿勢を実現するため、最大限の努力を傾注してまいりたいと思っています。

また、市議会との協力・連携のもと、市民の皆様のさらなる福祉向上を図るべく、オール那須烏山体制によって、新しい時代にふさわしい那須烏山市を創造してまいりたいと思っています。改めまして、議員各位、市民の皆様の御理解と御協力、御支援を賜りますようお願い申し上げます。また、上程いたします諸議案の審議を賜り、御可決いただけますよう重ねてお願いを申し上げます。新年度の市政運営における所信の一端と重点施策等の概要の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（沼田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

11番 田島信二議員

12番 渋井由放議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月13日までの16日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、よろしく申し上げます。

◎日程第3 議案第16号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第3 議案第16号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第16号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年6月に公布された公職選挙法の一部改正により、本年3月1日より都道府県及び市の議会の議員の選挙において、選挙運動用ビラを頒布することができるようになることに伴い、那須烏山市長選挙と同様に、那須烏山市議会議員選挙においても選挙運動用ビラの作成経費を公費負担の対象とすることなど、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、命によりまして、議案第16号の補足説明をさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして、1ページ目のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、目次でございますが、本条例は、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成という3つの選挙運動項目の公費負担を定めておりますことから、区切りをわかりやすくするため、選挙運動事項ごとに章立てを図ることとし、また、章立てを図る関係上、目次をつけることとしたものでございます。

次に、第1条の改正をごらんください。現行のほうを見ますと、「法第142条第1項第6号のビラ（市長の選挙の場合に限る。）」とありますとおり、これまでは選挙運動用ビラは市長選挙の場合にしか認められてこなかったところでございますが、このたび法改正によりまして、都道府県及び市の議会の議員の選挙においても選挙運動用ビラの頒布ができるようになることに伴い、市長選挙と同様にその作成経費を公費負担の対象とすることから、改正後においては「市長の選挙の場合に限る」との規定を削ることとするものでございます。

次に、第2条の改正から次の2ページ目にかけての第4条の改正につきましては、今回の改正に合わせて条文構成を見直し、簡潔な規定となるよう再整備を行うものでございます。

また、2ページ目、下段部分の改正の現行の「に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る」を削ることとしておりますが、これは選挙運動用自動車の燃料代の請求において、候補者が行う燃料代の確認申請手続きでございまして、これについては実際の事務手続においては少々煩雑な部分となっていたところでございます。よって、今回の改正に当たり見直しを行い、この確認申請手続きがなくても適正な審査費用の支払いは担保できることと整理したところでございます。この手続規定を削り、候補者の請求手続、選管の支払い手続の簡素化を図ることとするものでございます。

次に、3ページ目をごらんください。こちらの第6条の改正から下段にかけての第9条の改正につきましても、今回の改正に合わせて条文構成を見直し、簡潔な規定となるよう再整備を行うものでございまして、第8条の改正においては燃料代と同様に、ビラの作成枚数の確認申請手続を削り、候補者の請求手続、選管の支払い手続の簡素化を図るものとするものでございます。

次に、4ページ目をごらんください。第10条及び第11条の改正につきましても、やはり今回の改正に合わせて条文構成を見直し、簡潔な規定となるよう再整備を行うものでございまして、第11条の改正においては燃料代、ビラと同様に、ポスターの作成枚数の確認申請手続を削り、候補者の請求手続、選管の支払い手続の簡素化を図るものとするものでございます。

最後に附則ですが、まず、第1項は施行期日でございまして、本改正は、このたびの法改正が本年3月1日施行でございまして、これに合わせて本年3月1日から施行することとし、第2項は適用区分として、「改正後の条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙から適用すること」とするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） まず、3月定例会開会でございますけれども、今まで定例会ごとに交通事故等の問題が報告ということでありましたが、今回なくて、非常に幸いだと思います。

議案第16号でございまして、那須烏山市の議会の議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担の条例改正ということでございまして、これまでの選挙運動用の自動車、宣伝カーですよね、選挙宣伝カー、及び選挙用のポスター、これについての公費負担についていろいろ

るこれまでの条文を整理したというのが1つ。2つ目は、加えて選挙運動用のビラ、これの公費負担を今回、公選法の改正に伴って加えたということだと思んですけども、まず、市議選挙においては、今回7円51銭を上限として、何枚発行できることになったのか。さらに政令指定都市の市議選及び都道府県議会議員選挙の枚数。もう既に市長選挙については1万6,000枚ですかね、選挙運動用ビラの公費負担が可能となっていると思んですけども、議員選挙における公費負担の7円51銭の範囲内で何枚まで認められるのか。それが1つ。

2つ目は、選挙公報を選挙前に事前審査等で提出をして、選管の許可を得て選挙公報を出していると思んですけども、それに加えて、今回の選挙運動用ビラを作成・配布ができるというふうになったんですけども、その内容がいかにいわゆる言論の自由とはいえども、学歴詐称並びにいわゆるうそ、そして他候補を誹謗中傷する内容とか、そういうものであるか、ないか、厳密な審査が求められるかなと思んですけども、これも事前審査等にその作成ビラを提出してもらって、それを選管で確認するというような考え方でよろしいのかどうか。

その場合、いわゆるもちろん候補者と同時に、発行責任者というんですかね、それもいわゆる申請時に、そのビラには書いてあると思んですけども、そういうことも明確にするというように進めるということで、しかも公費負担の内容については選挙が終わった後に当然、供託をするわけですけども、いわゆる法定得票ですか、それを超えないと公費負担は認められないと私は考えておるんですけども、それを踏まえていわゆる公費負担を受ける申請をするというように進めるということでもよろしいのでしょうかね。その辺、説明をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） まず、枚数でございます。市議選の候補者につきましては、1人当たり4,000枚、政令指定都市については8,000枚、県議選については1万6,000枚ということで、これは通常はがきの2倍の数ということで認められています。町議については今のところ認められていないと。ゼロということでございます。

また、記載内容につきましては、まず概要だけちょっとお話しさせていただきますけど、まず頒布できるのが選挙運動期間中で、選挙管理委員会に届けた2種類以内のビラ。A4サイズ以内で両面でも構わない。カラーでも構いません。紙質も問いませんということです。

記載内容については、選挙管理委員会のほうで証紙のほうを交付しますので、それを張っていただくということになります。あと表面には頒布責任者と印刷者の氏名と住所を書いてもらう。その中では虚偽事項とか利害誘導関係の罰則に触れる内容については記載できないこととなっております。

頒布方法については、新聞折り込みか選挙事務所内での頒布、または個人演説会か街頭演説

会の会場、場所での頒布ということになっております。

手続については、ほかのポスター等とか同様に事前に見させていただければ、その中で証紙のほうの交付ということになると思います。

また、先ほどおっしゃったように、法定得票数に満たない場合は公費負担の没収ということになります。

以上です。

○17番（平塚英教） わかりました。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

ほかにございせんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） この公費負担額は、その選挙の候補者の数によって違うと思うんですが、そこでお伺いしたいんですが、例えば市長選挙、それに市議会選挙、候補者1人当たり幾らぐらいずつ公費負担がふえるのか、そのことについて1点お伺いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 市長選挙については従来どおり変更ございませんので、増ということではないと思うんですが、市議会議員については今回1人当たり7.51円掛ける4,000枚で3万40円。この分が候補者の人数でふえていくということになります。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございせんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第16号 那須烏山市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第17号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第4 議案第17号 那須烏山市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第17号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本年4月1日をもって、これまで特別会計で運営してきた簡易水道事業を、地方公営企業法の適用を受ける水道事業に統合することに伴い、水道事業の事務部局の企業職員の定数を変更するとともに、昨年8月に策定した第3期那須烏山市定員適正化計画に基づく計画目標との整合を図り、さらには現状に即した職員定数とするため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、命によりまして、議案第17号の補足説明をさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして、1ページのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、職員の定数の総数でございますが、これは、議員の皆様にも御説明しております昨年8月に第3期的那須烏山市定員適正化計画を定めておりまして、そこにおきまして、平成34年度までの当面におきましては250人を基準として定員管理を行うこととしております。このことから、計画で定めた数値との整合を図るために、総数につきましては250人に改めるものでございます。

次に、その250人の内訳でございますが、今回は本年4月1日をもって、これまで特別会計で運営してきた簡易水道事業を、地方公営企業法の適用を受ける水道事業へ統合することに

に伴い、第4号の水道事業の事務部局の企業職員の定数を増員することが主な改正目的でありますことから、まずこれを5人から7人に改めることとし、そして教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の定数について、昨年4月1日現在の学校教育課、生涯学習課及び文化振興課の正職員と再任用職員を足した職員数が40人であることから、その数値との整合を図り、40人と改め、第1号の市長の事務部局の職員から第4号の水道事業の事務部局の企業職員までの数の総計が250人となるようにするものでございます。

なお、第5号の選挙管理委員会事務局の職員の定数については、市長の事務部局の職員、具体的には総務課の職員をもって併任としていることから、定数の総数の算定には影響しない部門となっているところでございますが、現在の総務課における県派遣、広域派遣を除いた職員数が17名であることから、その数値との整合を図り、17人と改めるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第17号でございますが、市職員の定数条例の一部改正ということでございまして、平成29年度は247名というのを今回、職員適正化計画や簡易水道の統廃合とかそういうものを含めて250名にするというものだと思います。

そうすると、改正後の中で3名ふえるというのは水道事業の事務部局の企業職員が2名ふえる。そして学校教育関係の職員が1名ふえる。これで3名ふえて250。それ以外も合計すると282になるわけなんですけど、これはそれぞれの課の中で兼務して仕事をしているというような理解でよろしいんですかね。そのことだけ確認しておきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 総務課長の説明で、計3名増の理由は、これはわかりました。

それからもう一点、去年の平成29年度行財政報告を見ますと、水道職員が5名、簡水1名、合わせて水道関係は6名になっていると思うんです。それで今回、6名を7名にする理由ですね。本当は簡水も両方ももつとも今も1つの課で両方扱っているわけで、ここでなぜ1名増員にするのか、その理由についてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 現在、予算上では公営企業である水道事業会計に水道職員5名、簡易水道事業特別会計の簡水職員として1名計上しておりまして、上下水道課長はこれまで別会計の下水道会計のほうで見ておりました。これから業務の割合等を鑑みまして、水道事業のほうで見るということで、7名ということにさせていただきました。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 御説明を受けましたが、この時期に職員の数をふやすというのが全国的に見てそんなに例はないんですよ。したがってこれに関しては市民の声というのは決してわかりましたという声はなかなか難しいと思うので、本当に人口がどんどん減っていく中で、市の職員をふやすということに関してはもっと慎重な意見で、こういう理由なんですよということがあってしかるべきではないかなと思うんですよ。そういう意味では、生産性の向上という、1人当たりの仕事のやり方を改善してアウトプットをたくさん出すいろんな施策を一生懸命やって、なおかつこれだけ足りないという、そういう回答というか、そういうのがないとこれはみんなの合意というか、これに水を差すんじゃないかと思うので、その辺の説明をもう少し詳しくしてほしいなと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 職員の適正化については、8月に適正化計画の中でいろいろ議論したと思うんですが、それに今回条例のほうは合わせたということでございます。この定数条例は、これに職員をふやすというんじゃなくて、その上限を定める条例でございますので、先ほど申しました8月につくった計画にこの条例を合わせた。今回のものについてはそういうことでございます。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） ということは、今の市の職員の数に対して、今回この条例はこういうふうに変更したけど実際はふやさないという、今そういう説明だったのか、そういうふうになっていくと何となく聞こえたんだけど、そういうことでいいのかどうか、それをもう一度お答えください。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 適正化計画に基づいて、それに近づける努力はしているところでございます。ただ、実態としては採用とか退職とかもございまして、平成31年度についてはことしよりも定数的には総枠としては少し減るようなことになってしまっているということで、

目標については定員適正化計画に合わせて職員のほうは今後、考えていきたいと。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 御提案のときに私も意見言いましたけども、要はどうしても人員を計算すると、積み上げ方式になってしまうんですね。だからうちの課はこれだけこういう仕事があるのでこれだけ必要だと積み上げていくと、今の人数では絶対足りないという。それに合わせていくとどんどんふえてしまう。

そうではなくて全体を見て、じゃあ、この仕事は市民にも手伝ってもらおうとか、ほかの課にも手伝ってもらえば効率がいいだろうという、そういう見方で、どうしたらできるかという答えが出てくるので、そういう検討をぜひお願いしますとそのときに意見として申し上げましたけれども、それはこれからもぜひやってほしいんですね。

少なくとも実際の職員の数は、これは上限を定めているので、ふえることはないというのが一番いい答えなんだけど、そんなことを期待していますので、ぜひ検討してください。「はい」という答えがあればいい。

○議長（沼田邦彦） 福田課長。

○総務課長（福田 守） はい。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第4 議案第17号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5 議案第18号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第5 議案第18号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、昨年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、時間外労働の上限規制等が導入され、原則として本年4月から施行されることに伴い、国家公務員において超過勤務命令を行うことができる上限が定められたことを踏まえ、本市においてもこれに準じて、職員の時間外勤務命令を行うことができる上限を定めるなどの措置を講じることとするため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、命によりまして、議案第18号の補足説明をさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして、1ページ目のほうをごらんください。現在、我が国におきましては、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための働き方改革が進められているところでございまして、民間の労働者につきましては、昨年7月に公布された働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外労働の上限規制等が導入され、原則として本年4月1日から施行されることとなっております。

また、国家公務員におきましても、超過勤務命令を行うことができる上限などを定めた人事院規則、職員の勤務時間、休日及び休暇の一部を改正する人事院規則が本年2月1日に公布され、本年4月1日から施行されることとなったところでございます。

地方公務員につきましても、国家公務員の措置に準じて時間外命令を行うことができる上限を定めるなどの所要の措置を講じることとなるため、条例の改正を行うとともに、必要な事項

を規則で定めるものであります。

なお、規則で定める内容につきまして、概要を3点ほど申し上げさせていただきたいと思っております。

まず1つ目は、時間外勤務命令の上限時間であります。職員の時間外勤務命令につきましては、原則として1カ月について45時間以下、1年について360時間以下と上限時間を定めるものであります。

2つ目は、上限時間の特例についてであります。大規模な災害への応援等、重要性及び緊急性が高い業務に従事する職員に対しては、1つ目で御説明申し上げました上限時間を超えて任命権者が時間外勤務を命じることができるように定めるものでございます。

3つ目は、時間外勤務縮減に向けた対策の実施であります。各任命権者は、1つ目で御説明申し上げました上限時間を超えて時間外勤務を命じた場合は、少なくとも年に1回その要因を整理・分析し、検証を行うものと定めるものでございます。

最後に、附則についてでございますが、国家公務員と同様に本年4月1日から施行するものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。ございませんか。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第18号でございますが、昨年、国会で働き方改革一括法が決まりまして、これは大企業の働き方じゃなくて働かせ方ではないかと非常に労使間でも問題になったものでございますが、いずれにしてもそれが決まりまして、民間では昨年の4月から公布、実施されているということでございまして、本市においてもこういうことを決めるということでございまして、月45時間以内と。これは残業ですね。いわゆる時間外勤務の上限ですが、月45時間以内、年に360時間以下ということでございますが、具体的には、1つは当然こういう法律に基づいて残業をなくしていくということが基本だと思うんですけども、いわゆる仕事の量というんですかね、それから見て、先ほどの同僚議員とはまたぶつかるような話になるかと思うんですが、こういうような上限を決めて、そしてなるべく残業をしない体質にしていくということはよくわかるんですけども、いわゆる市の職務から見て、当然これは十分可能なかどうか、その辺の内部でのきっちりと時間内に仕事を終わらせ、自分たちの目的も達成していくということでの内部での検討とか対策とか、そういうものは十分されているかどうか、その辺についてお考えを承りたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 議員おっしゃるように、本当に職員一丸となって内部で今、検討しているところございまして、衛生委員会等でアイデアを出し合ったり、今、参事課長等会議でもそういったもので何か工夫できるものがないかということで事務の効率化等いろいろ検討しているところございます。

できるところからどんどん進めて、少しでも減らしていくということで、職員一丸となって今、努力しているというところでございます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） その中で、ぜひいわゆる問題になっている過労死とか、仕事上における心身障がいというんですかね、そういうものが発生しないように、それが働き方改革一括法を国会で審議する大きなもとになったわけなので、その辺を十分みんなで仕事を分かち合っ
て、みんなで仕事をきっちりやりながら、残業はなるべくなくしていくということで進めてい
たきたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか、答弁は。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井議員。

○12番（渋井由放） 「育児短時間勤務職員等」と、こういうふうになっております。この「等」というのは、そのほかにこういう方々というのがあるのかなと考えますけれども、これは具体的にはどのような方を指しているのか、お願いをしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 大きくは育児短時間がメインなんですが、そのほかに介護の短時間とか、いろいろほかの制度の短時間の勤務等がありますので、そういうものを指しての「等」ということであるということでございます。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井議員。

○12番（渋井由放） よくわかるような、わからないような。こういうところを整理整頓して、例えば今、障がい者の方を雇うんだよ、雇わないんだよ、足りないんだよなんてやっておったり、さまざまな雇用が広がっているかなと思うんですね。それで、「等」というところをしっかりと明示して、できるようにするのが本来かなと、こういうふうに思いますので、ぜひともその辺を進めていただければなと思います。答弁は結構です。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

16番高田議員。

○16番（高田悦男） 1点お聞きしたいんですが、民間では時間外勤務に関する協約、廃

休も数字に載っているんですよね。例えば2廃20時間なんていうのが、私らの現役時代はそういう時間の制限を設けました。そういう休日出勤についてはどのように扱っているんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 休日出勤とかそういうものについては、代休制度がございますので、そちらのほうを、体調管理のことも考慮しまして、そちらのほうを優先的にとっていただくというふうに進めておるところでございます。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） 完全にその代休制度が生きているのかどうかお聞きしたかったんですよ。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 代休を優先的にということ、各参事・課長等には通達しているところでございますが、それでもとり切れないという方については、時間外手当でその分を支給するというような措置をしているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 16番高田議員。

○16番（高田悦男） そうしますと、休日の分もその時間外に算定するということで理解してよろしいですね。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 代休とり切れない部分については、時間外に算入ということになります。

以上です。

○16番（高田悦男） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第18号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を午前11時5分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第19号 那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第6 議案第19号 那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、本条例において引用する条文に項ずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、命によりまして、議案第19号の補足説明をさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして、1ページのほうをごらんください。まず、本条例に基づく自己啓発等休業制度でございますが、これは大学等における就学や国際貢献活動を行うこと

を希望する場合に、一定期間、休業させ、その活動を認めるための制度でございます。

今回の改正は、平成29年5月に成立した学校教育法の一部改正により、本条例において引用する法第104条第4項が第104条第7項に繰り下がることにより改正するものでございます。

附則についてでございますが、第1項については施行期日で、学校教育法の一部を改正する法律の施行期日と同様に、本年4月1日から施行することとし、また、第2項については経過措置規定で、改正後の条例における自己啓発等休業の対象となる大学等教育施設に、改正前の学校教育法で規定する大学の課程に相当する教育課程を含むとし、退職手当の算定に影響を及ぼさないようにするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第19号でございますが、市職員の自己啓発等休業に関する条例の改正ということでございまして、ただいま総務課長のほうから説明がありましたが、いわゆる就学のため、並びに国際貢献活動のために休業したいということの申し出を受けるということだと思うんですけども、就学というのは、私、勘違いしてしまっていて、いわゆる役場の仕事の、要するに専門的な知見とか技術を身につけるためのスキルアップのために就学をするというようなことで休業するということなのかなと思ったんですけど、そうでなくて、あくまでもいわゆる自己啓発、一般的な就学のためにということなんでしょうけども、専門職大学とか、これは大学院も含む、あるいは専門職短大ですかね、その関係で、後で議案第24号、25号ですか、にも出てくるんですけども、その関係とダブるということで議運とか全協で聞いたような気がしたので、そういうふうを考えていたんですけど、そういうことではなくてあくまでも一般的な教養を身につけるための就学をするための休業届というような理解になってよろしいんですかね。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 議員のおっしゃるとおり、自己の啓発のために休業して学校へ行くというための制度でございます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） これはもともと条例があったものを、今回、法改正ですか、に伴って、学校教育法の一部改正に伴って所要の改正をするということですから、あくまでもいわゆるこの条文の引用の中身であって、内容等には変わりはないということによろしいんでしょう

かね。

それと2つ目には、これまでこのいわゆる自己啓発等の休業に関する職員からの休業届が出たり、これが認められたりといった事例があったかどうか、その点についても説明を求めます。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 今回、学校教育法の専門職大学等の部分が入ったものですから、今まで引用していた条文が繰り下がったということでございます。別にそれが入ったものが今回適用になるということではございません。（「内容等には変わりはないと」の声あり）変わらないということです。はい。

それで、今までの休業者については、残念ながらございません。

○17番（平塚英教） わかりました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） この職員の自己啓発というのも非常に私、重要じゃないかと思っ
ているんです。それで、これは私ごとを申し上げて恐縮なんです、私が職員当時、職務に
関する資格を取得した際に、昇給3カ月短縮していただいたと、そういう例がございます。こ
ういった職務に関するような資格を取得した場合には、今の市の体制として短縮するよ
うな考えはあるのでしょうか。ないのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 今のところ昇給の短縮制度はございませんので、そういうものは
ありません。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 非常に残念に思います。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○15番（中山五男） はい。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） ちょっと確認だけです。これは申請者に対して、当然、休業ですから
給料の補填はないのが当たり前ですよねという話と、もう一つは、勤務年数にも含まないとい
う、こういうことでよろしいかどうか。そういう認識なんですけども、それは間違いな
いのですか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 休業なので、そちらはございません。

退職手当の算定の中では、2分の1だけ算定ということになります。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 了解です。今の2分の1というのもこの条例の中に入っているんですか。書いてないですか。内規だけでやっているんですか。内規と言っているのは、うちの市だけですよとかそういう意味を聞いているんだけど。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 退職手当のほうの規定のほうで入っております。

○9番（小堀道和） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がありませんので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第19号 那須烏山市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第20号 那須烏山市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第7 議案第20号 那須烏山市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第20号につきまして、提案の理由を説明申し上げます。

本案は、地方自治法施行令第167条の17に規定する長期継続契約をすることができる、条例で定める契約につきまして、その取り扱いを明確にし、適切に契約を執行できるようにするため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、命によりまして、議案第20号の補足説明をさせていただきます。

議案書をめくっていただきまして、1ページのほうをごらんください。本来、普通地方公共団体が将来債務を負担する行為については、予算において債務負担行為としてあらかじめ定めておく必要がございますが、地方自治法施行令第167条の17の規定によりまして、条例に定めるものにつきましては長期継続契約を行うことができるものとされております。

本市におきましても、条例に基づいて長期継続契約を行ってきたところでございますが、ソフトウェアの契約につきましては条例上で定義が明確化しておらず、効率的な事務処理の妨げとなる場合がございます。

具体的に申し上げますと、従前は条例第2条第1項第1号により「当該物品と一体のものとして使用されるソフトウェアを含む」との規定を受け、リース契約によってパソコンを借り入れる場合には業務に必要なソフトウェアもパッケージとして同時に長期継続契約として借り受けを行っていたところでございます。

一方で、現在は当初のパッケージに含まれていないソフトウェアや新たに開発されたソフトウェア等を当初借り受けたパソコンに追加導入して使用したというケースが生じることがございまして、この場合におきましては当該ソフトウェア単体での使用許諾契約やリース契約により借り入れることとなりますが、本市としましてはこれについても導入後の結果として当該物品と一体のものとして使用されるソフトウェアになることから、長期継続契約により借り入れをしてまいりました。

しかしながら、ソフトウェアを借り入れる契約につきましては、物品を借り入れる契約に該当するものであるか、その解釈が条例上、明確になっていないこともあり、全庁的な共通認識が図られていない中で取り扱われることとなりますので、曖昧な状態となっております。

そのため、いま一度、ソフトウェアの性質を踏まえた基本的事項の整理を行い、長期継続契

約の根拠を明確にするために、ごらんのとおり所要の改正をするものでございます。

まず、第2条第1項において、地方自治法施行令における長期継続契約の規定を本市条例にも明記することにより、長期継続契約が可能な契約を行う根拠を明確かつ容易に把握できるものとします。

次に、地方自治法施行令において長期継続契約を行うことができる契約とは、物品を借り入れる契約または役務の提供を受ける契約の2つとされておりますが、ソフトウェアは形を持たない無体物であるため、物品には該当しないものとして整理を行うこととともに、ソフトウェアに係る契約を情報処理のためのソフトウェアの提供を受ける契約と位置づけることで、役務の提供を受ける契約に該当するものとして改めて整理をしたところでございます。

この整理に伴いまして、同項第1号から「ソフトウェア」の文言を削るとともに、同項第3号にソフトウェアに関する規定を設置したところでございます。これは、ソフトウェアが業務を遂行する上での基本的かつ必須なツールであること、また、全庁的な共通認識を図る必要があることを踏まえ、条例上にて明確に位置づけるものであります。また、同項第2号及び第3号におきまして、業務を委託するとしている箇所につきましては地方自治法施行令に準じて、「役務の提供を受ける」に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、本改正は公布の日から施行することとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） こちらのソフトウェアのリースライセンス契約というのは、今まで年度ごとの契約だったのでしょうか。

それと、これによる複数年契約による経費の削減効果といったものはあるのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 情報機器関係で基幹系パソコンとか情報系のパソコンのソフトについては、パッケージと一緒に長期継続契約ということになっておりまして、そのほかに今回ちょっと整理をしなくちゃならないということで問題が出ましたのは、入札管理システムと人事評価システムなんです。これについては後からそのシステムについて今あるパソコンに入れるというようなことで、クラウドシステムなものですから、サーバーとか入れないでそのままソフトウェアだということになったものですから、それをどういうふうに扱うかということで整備したものでございます。

どうしてもソフトは5年リースとかそういう形での契約のほうが単体で入れるよりも安くな

るものですから、そういう形の契約が多くなっているところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） では、入札だったり人事管理ソフトの契約に関してはもともと複数年度だったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 5年のリースということでやっております。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

12番洪井議員。

○12番（洪井由放） この一部改正をするところの部分ではないんですが、ちょっと確認をしたいところがございます。

第2条の（2）ですね。ここに庁舎その他の市有施設の清掃、そして次が廃棄物の処理、警備云々というふうにあります。この処理というのは収集運搬のことを指しているのか、廃棄物と清掃に関する法律では処理をするものと収集運搬をするものとはっきり分けて、許可も別枠で出しているものですから、処理という形になればちょっとおかしいのではないのかなと思ったものですから、別にこだわりはしませんですけど、多分そうではないのかなと思いますが、いかがですか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） これにつきましては、地方自治法の施行令の関係で文言をそのまま引用しているところでございますので、解釈については議員のおっしゃるとおりの解釈になるのかなと思います。

○議長（沼田邦彦） 小林環境課長。

○環境課長（小林貞大） この第2号に規定します廃棄物の処理につきまして、実際の業務として環境課のほうで契約しているものにつきましては、一般廃棄物の収集業務でございまして、今のところ3年の業務契約をやっているところでございます。

実際に処理といたしまして、直接、市のほうから衛生センターでできない処理困難物があるんですが、それについては単年度契約になっております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 12番洪井議員。

○12番（洪井由放） 意味はよくわかって、多分そうなのかなと思います。きちんとした収集業務の契約をやっているとすれば、今やっていますから問題はありませんが、文言を直したほうが良いと仮にすれば、後で直せば良いのかなと、こういうふうに思います。

以上、答弁は結構ですから。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 長期継続契約ということでございますが、何年以上で何年までというような考え方でよろしいんですかね。翌年度にわたりですから、2年、年度をまたいで物品を借り入れたり役務の提供を受けたり、今回でいえばソフトウェアのリース契約とかそういうものなんでしょうけども、先ほど廃棄物については3年契約というような話を受けたんですけども、その他それぞれ、長期といえども何年というのはそのそれぞれの契約でばらばらで、最長はどんな契約があるのか。

この間、私どもの税務署に確定申告をするための書類が来ましたが、その後これを訂正しますというようなことでまた送られてきましたよね。そういうような契約も急にぱたっと、何か相手方業者が変わって、今までのソフトと違うということでああいう現象が起きたのかなとは思いますが、このソフトウェアのリース契約がああいう問題を起こさないように徹底していただきたいなと思うんですが、その件も含めて御回答をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 最長については、条例のほうで5年以内ということで規定しております。

契約については、いろいろその契約の形態に応じて年数さまざま、3年から5年とか2年というのがありますが、そういった契約になっているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） だから答えがもう一つ出ないんだけど、質問聞いていた。源泉徴収票が後から間違っていましたということで送られてきたんだけど、その問題を言っているわけじゃないからね。相手方が急に変わったときに、ああいうことが起きないように、今回のソフトウェアのリースライセンス契約をきっちりやってねということです。

○議長（沼田邦彦） 滝田会計課長。

○会計課長（滝田勝幸） このたび議員の源泉徴収票の間違いについて、大変申しわけありませんでした。今回、富士通からTKCのほうに財務会計がかわりました関係で、ちょっとエラーが発生しまして、今回だけです。来年以降はこのようなことはございませんので、改めておわび申し上げます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） これからの話で、ああいうことが起きないようにしてくださいと。

以上。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番(中山五男) この際、参考のためにお伺いしたいんですが、現条例の中で、長期継続契約締結中の事務事業というのは、主なものはどんなものがあるんでしょうか。

それと、この改正により契約できる事務事業、主なものが何点かあったら御答弁いただきたいと思います。

○議長(沼田邦彦) 福田総務課長。

○総務課長(福田 守) まず、事務機器のほうはほとんどリースでやっています、コピーとかプリンター、あとはリソグラフ等、これについても長期継続契約となっております。

そのほかに、情報処理機器としましては情報系とか基幹系のパソコン等が長期継続契約。その他、公用車のリース、あとは防犯カメラ、AED等のリース、こちらのほうも長期継続契約となっております。

それと、維持管理に関する業務関係では、警備事業ですね。学校関係の警備システム等が長期継続契約になっておりまして、あとは施設の保守としては、学校のエレベーターの管理等でございます。

その他規則で定めるものとしましては、例規集の更新等に係る業務についても長期継続契約ということになっています。

今回の改正で主な改正のきっかけとなった電子入札システム、人事評価システム、こちらのほうはシステム単体ということで、この取り扱いについて今回検討して、この条例の改正となったものでございまして、今後またシステム等、ソフト等の単品の契約となりますと、この新しい条例の3号の適用ということで考えているところでございます。

○15番(中山五男) 了解しました。

○議長(沼田邦彦) ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(沼田邦彦) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(沼田邦彦) 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(沼田邦彦) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(沼田邦彦) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第20号 那須烏山市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第21号 那須烏山市特別会計設置条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第8 議案第21号 那須烏山市特別会計設置条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第21号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成31年4月1日に予定しております簡易水道事業の水道事業への統合に伴い、所要の改正をするものであります。

具体的には、水道事業会計に統合するため、簡易水道事業特別会計を廃止するものであります。

この統合により、今後、地方公営企業法の適用を受けた水道事業として、施設の効率的な維持管理や計画的な設備更新など一括して運営することが可能となりますことから、さらなる財政の健全化、経営基盤の強化に努めてまいり所存であります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 今回、簡水を上水に統合するわけなんですけど、そこで2点ほどお伺いしますが、簡易水道の保有する資産額というのはどのぐらいあるのか。資産額ですね。

それと、今度は簡易水道を上水道に編入して、即、何か大規模改修しなければならないようなところがあるのかどうか、これについてお伺いします。

もう一つ、私、簡水の地方債、およそ9,000万円ありますが、これはどうするのかということについても質問に入れたんですが、これは新しい予算書を見ましたら、これは水道事業

にそういった借金を引き継ぐということに記載されておりましたので、これは理解しました。ですから2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） ただいま上程いたしました特別会計設置条例の一部改正でございますが、簡易水道関連でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

平成31年3月をもって水道事業へ統合される簡易水道事業における保有資産についてでございます。固定資産が、建物、構築物等で6億6,700万円、流動資産が2,300万円あり、合わせまして6億9,000万円ほどございます。

続きまして、簡易水道事業の施設の維持管理につきまして、大規模改修の必要があるかとの御質問でございますが、現時点におきましては早急に対策が必要なものはございません。水道事業へ統合後、新たに施設の更新計画を作成しまして、計画性を持って進めてまいりたいと考えております。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第21号 那須烏山市特別会計設置条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第22号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第9 議案第22号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、近年の社会情勢を踏まえ、災害援護資金の貸し付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実を図るため、災害弔慰金の支給等に関する法律が一部改正され、これまで法律で定められていた災害援護資金の貸し付け利率について、市町村が条例で定められるようになったこと、また、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が一部改正され、保証人や償還方法に関する見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） それでは、命によりまして、議案第22号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸し付けに係る運用について所要の改正を行うものでございます。

お手元の議案書をめくっていただき、新旧対照表をごらんください。

まず、第14条の改正ですが、改正後の法律においてはこれまで法律によって据置期間経過後の利率が年3%と固定されていた貸し付け利息について、市町村の政策判断で市町村が条例で定めるものとされ、また、改正後の施行令においては、保証人の規定が削除され、保証人の有無については市町村の判断で条例で定めるものとされたところです。本市としては、東日本大震災時の特例や今回の法施行令の改正の趣旨を踏まえ、保証人の設定は任意とし、貸し付け利率は保証人の有無に連動させて設定し、保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は据え置き期間経過後の利率を年1%とするものです。

次に、第15条の改正ですが、災害援護資金の円滑な償還と確実な債権回収に資するため、改正後の施行令においては被災者が選択できる償還方法として、年賦償還及び半年賦償還に加えて、月賦償還を追加させたことに伴い、これと同様に本条第1項において月賦償還を追加するものです。

また、第3項ですが、これは保証人については本市においては第14条で規定していたことに伴い、この第3項における保証人の引用を削るとともに、改正後の施行令において保証人を規定していた第8条が削られ、以後の条が順次1条ずつ繰り上がることに伴い、この第3項における引用条項も1条ずつ繰り上がるとするものです。

最後に、附則ですが、本改正は平成31年4月1日から施行することとするほか、改正後の災害援護資金の貸し付けに係る運用は、月賦償還の追加については既に貸し付けた災害援護資金についても適用されますが、それ以外の事項は平成31年4月1日以後の災害における貸し付けから適用する旨の経過措置を定めるものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第22号の市災害弔慰金支給等条例の一部改正でございますが、これはいわゆる災害援護資金の貸し付けに伴うものの改正ということで、保証人を立てることができる。なお、保証人を立てたときには無利子、立てなくても据置期間中は無利子。据置期間経過後は延滞の場合を除き1%とすると。さらに災害援護資金の貸し付けを受けたものと連帯をして債務を保証人は負うと。その債務は、「令」というのはこれは省令ですかね、第9条の違約金を包含するものとするというんですが、この令第9条の違約金というのはおおむね幾ら、あるいは利率なんですかね。その辺がちょっとわからなかったというのが1つ。

2つ目は、これまでの災害援護資金の貸し付け状況と、現在も償還をされている方がいるのか、いないのか。その内容等について御説明をいただきたいと思います。2つです。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 違約金についてでございますけれども、5%ということになっております。

それから、現状についてでございますが、東日本大震災のときの貸し付け状況は10名に貸し付けておりました、5名が繰上返上ということで、既に返し終わっております。あと5名の方が、3名の方は計画的に返されているんですが、遅延されている方が2名ほどいます。という現状です。

○17番（平塚英教） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井議員。

○12番（渋井由放） 確認をしたいと思います。保証人を立てないときは1%ということで、この1%というのはどのような……、3%から1%になるので、非常に、ひとりで保証人

立てられない方はありがたいと思うんですが、どのような算定の方法というか決め方。例えば公定歩合から今こうだからこういうようなあんばいだよという。例えば今後、金利がどんどん上がっていくとか景気がよくなるとそういう事態になってくるのかなと。そのときにこういう基礎があって、これを決めたんだというところがわかればいいのかなと思うものですから。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 利率についてでございますが、当初3%というふうになっていたものを、東日本大震災のときには1.5%という形になっておりましたので、当初1.5%ということも考えはしましたが、その利率の事務的には市が事務費用については持つということで、関係者で集まって、福祉に優しいまちということであれば、1%ということがよろしいのではないかとというようなことで検討させていただきました。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井議員。

○12番（渋井由放） じゃあ、公定歩合とかそういうのはあんまり関係なく、みんなで集まって何となく1%というのも、それはいいことかなとは思いますが、できれば何かきちんとした物差しがあって、こういう物差しの中からこういう考えなんだという、今後こういう利率を上げるときに非常にわかりやすいのではないのかなと。みんなが集まって、そのときの協議だよというよりはいいのかなと思うので、こういうことで別に反対はしませんが、物差しがあるという考え方も1つ私は持っているということだけお話をさせていただければ。答弁は結構です。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） こちらは保証人のほうが出てくるんですが、今度2020年の4月だったと思うんですが、民法の改正がございます。そちらのほうで保証の限度額の取り決めだったり債務者当事者間の情報提供など出てくると思うんですが、そちらへの対応というのはどうなっているのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 申しわけありません、民法の改正ということについては、ちょっと具体的にはまだ勉強しておりません、後で答弁させていただければと思います。

保証人についてでございますが、こちらは現行の災害援護資金の貸し付けの保証人が連帯保証人という理解でありまして、その連帯保証人を指しております。

策定に当たっては、国が示す準則、また東日本大震災のときにもその特例と同様であったということで、あともう一つ、貸し付けを行った後の債権の回収ということも考えますと、リスクも含めて検討したということでございます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 今度の保証人の規定になると、あらかじめ債務のどこまで保証人が保証するのかという取り決めが出てくる、それをあらかじめ決めておくということがあると思うんですね。恐らく全額というふうにはなると思うんですが、そういったことを今後、対応していかなければならないと思いますので、保証債務のほう、勉強のほう、お願いいたします。

答弁は結構です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 確認いたしますが、そうしますとこの「保証人」というのは連帯保証人を指すと、そう理解してよろしいんですね。はい。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第22号 那須烏山市災害弔慰金支給等条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第23号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第10 議案第23号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例の一部改正についてを議題とします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年2月に策定しました公立保育園等施設整備計画に基づき、平成32年3月31日をもって七合保育園を閉園するため、所要の改正を行うものであります。

七合保育園につきましては、平成30年度当初より、保護者対象の説明会を地区の自治会長等の合同説明会とあわせて4回にわたり開催してきたところであります。

その結果、さまざまな御意見はあるものの、閉園に向けた意識の醸成が徐々に進んできたものと判断し、本案の上程に至ったところであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 平成29年度の行財政報告書によりますと、園児数、すくすく幼稚園は72名、七合は37名で、合計106名になるわけですね。それでこのすくすく保育園の定員は100人ですよ。となりますと、この100人を改正する必要はないのでしょうか。これが1点。

それともう一つ、今回の統合によりまして、およそ経費節減額がどのぐらいになるのか、このことについて伺います。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） ただいまの中山議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の定員の件ですが、現在の状況を申し上げますと、1月末現在で七合と、それからすくすく両保育園の在園児の人数が95人となっており、また、4月1日以降、平成31年度におきましても合わせて81人ということで入園の予定になっておりますので、七合につきましては、既に御存じかと思いますが、31年度の募集は行っていないという現状でありまして、今申し上げた2つの理由から、すくすくの100人の定員は見直さなくても可能かということで、このような改正となります。

2点目の、どのぐらいの節減効果かということにつきましては、平成29年度の決算額で申し上げますが、正職員の人件費分を除いた額でございますが、約1,900万円ほど節減に平成32年度以降はなるのかなと見込んでおります。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかに。

11番田島議員。

○11番（田島信二） 七合保育園が廃止になった後の敷地利用ですか、それとあと園児バスは出すんですか、出さないんですか。その2点をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） 田島議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の跡地の利用につきましては、今後、公有財産検討委員会、それから施設等の検討委員会、市の内部の委員会での検討を踏まえて、どのような利用が一番望ましいかということを決めてまいりたいと思います。

2点目の、バスの運行につきましては、1月に説明会を実施したところですが、そちらでも要望が出ておまして、現在その是非については内部でも検討しております。

それと、3月中旬にもう一度、保護者説明会を予定しております、その1月の御意見、要望等を踏まえての回答ということで予定しております。

○11番（田島信二） わかりました。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○11番（田島信二） はい。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑は。

12番渋井議員。

○12番（渋井由放） バスの話で確認をしておきたいことがちょっとございます。あその幼稚園は何というんだか、つくし幼稚園ですか。つくし幼稚園では、烏山にも幼稚園があって合併をして、そういう中で御父兄さんにも負担をしてもらいながらバスを運行しているのではないかなと理解しているところなんですけれども、そういうのも踏まえますと、お金は当然かかるんですが、片方合併したときには、これは南那須と烏山だからバスを出したんだと言うのかもしれませんが、その辺も踏まえて、よくよく検討していただければなという、こういう要望を、執行権はありませんからあれですけれども、要望というか、そういう事例はありますよねという確認だけなんですけど。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） 渋井議員の御質問にお答えいたします。

今、渋井議員申されたとおり、つくし幼稚園につきましては保護者の負担ということでバスの利用、現在も運行しております。七合保育園に関しましては、先ほど田島議員にも御答弁申し上げましたとおり、今後、3月の説明会のときというところで、そのバス利用については具

体的な説明を申し上げたいと思っております。

○12番（渋井由放） 了解です。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 議案第23号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例の一部改正について、私は反対の立場で討論いたします。提案理由にもありましたように、七合保育園を平成32年4月1日をもって廃園するというような提案でございます。

基本的に申しますと、保育行政というのは国と市町村が保育にかける子供、あるいは保護者の立場に立って保育事業を行うということで進めてきたものでございますが、国のほうはそれを保護者と施設に特化して責任を負わせるという方向に進めてまいりました。そういう中で、口では保育行政の無償化と言いながら、実態はどんどん国並びに行政のほうの保育行政を後退させて、民営化に進めるという流れで進めております。

この七合保育園についても、そのような国等の保育行政の方向に従って、公立保育園等施設整備計画というのを昨年の2月に立てまして、その流れの中で第1段階として七合保育園をすくすく保育園に統廃合するということ、そしてその後、にこにこ保育園をつくし幼稚園に統合し、認定こども園に移行する。3段階目は、将来は民営化を進めていくと。こういう流れの中で、もう結論ありきで進めていて、結局、保護者説明会といっても、この計画をいかにのませるかということで進めてきたと思います。

アンケートを見ましても、この七合保育園の8割は七合地区の方が利用されているんですね。したがって、これが統廃合になりますと、すくすく保育園のほうに、先ほども出ましたが、園児の送迎負担が大変な問題になると思います。

そういうものもありますし、現在の施設についても食事や衛生面での満足度と、非常にこれは高いんです。なおかつ廃園になることについて、非常に保育に対する不安、こういうものが

出ていますが、統廃合することに期待しないとか、とにかく不安だという声もさまざまありますし、そういう中での統合ありきということで進めているこのやり方についても、私は同意できません。

以上、そういうことを述べまして、この七合保育園の廃園には反対でございます。

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第23号 那須烏山市立保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（沼田邦彦） ありがとうございます。起立多数と認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時5分といたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時05分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第24号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第11 議案第24号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が一部改正されたことから、関連する条文について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

神野こども課長。

○こども課長（神野久志） それでは、命により、ただいま上程いたしました本条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案書に添付しました本条例の新旧対照表をごらんください。具体的には、第10条の放課後児童支援員の配置に係る同条第2項第5号の改正でございます。今回、学校教育法の一部を改正する法律により、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学及び専門職短期大学が制度化され、この法律を受けて制定されました学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により、資格要件を定めている条例の基準となる政省令そのものが改正されましたことを受けまして、今回、当該政省令の規定と同じ文言に、現在用いておりますこの条例についても括弧書き以降の文言を追加するものでございます。

なお、専門職大学校、専門職短期大学校につきましては、具体的には平成31年4月から新たに制度化ということで、文科省のほうに認定というか設置に係る認可申請をした上で、従来の大学、それから専門学校等とは別のものであるということで開設されるものでございます。

なお、今回の第5号の改正を含めて、本条例の第10条第2項第1号から第10号の基礎資格要件に該当する方が放課後児童支援員になるためには、都道府県が行う研修を修了する必要があることを申し添えます。

以上、条例改正の詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） ただいま上程されております件につきまして、1点お伺いいたします。

放課後児童支援員が各施設に1人はいなくちゃならないということかと思うんですが、この支援員は本市では現状、何人いるのか、また、この学童に関するスタッフ、それも全員で何人いるのか、その人数だけお知らせいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） ただいまの御質問につきましては、資料を手元に持ち合わせておりませんので、詳細を再度確認してからお答えしたいと思います。総数では30名以内だったと思います。

○13番（久保居光一郎） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第24号の放課後児童健全育成事業の関係でございますが、資格要件というんですかね、それが基準が改められたのも今回、含んでいるということでございますが、先ほど都道府県が主催する研修を修了した者というようなお話がありましたけども、これはどのぐらいの期間の研修になるのか、もしわかれば説明をいただきたいなと思います。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） 日程的には数日間ということで研修を受けることになっております。ただ、いろんな法人があることから、希望しても各法人で希望するとおりに受講ができないという状況ではあります。

○17番（平塚英教） わかりました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） こちらの放課後児童支援員を置く目安というものはあるんでしょうか。児童何人につき1人とか、そういったものがありましたら教えてください。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） 荒井議員の質問にお答えします。

具体的な規定については、後ほど確認をしてお答えしますが、一定の人数を超えるごとに、例えば1名じゃなくて2名とか、そういう配置にはなっております。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第24号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及

び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第25号 那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第12 議案第25号 那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、学校教育法の一部改正に伴い、水道法施行令が一部改正されましたことから、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件等について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、上下水道課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） それでは、議案第25号 水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についての御説明を申し上げます。

まず、この資格につきまして説明いたします。水道布設工事監督者というものは、水道法に基づいて定められております。水道施設の布設工事、新設または増設もしくは改造の施行に関する技術上の監督業務を行うものとなっております。

続きまして、水道技術管理者、こちらも水道法において定められております。水道事業を行うものは、管理について技術上の業務を担当させるため、1人置かなければならないということで定められております。

それでは、1ページをお開き願います。本案は、学校教育法の一部改正に伴いまして、本条例を一部改正するものであります。学校教育法に新しく専門職大学及び専門職短期大学の制度が設けられたことに伴い、先ほど説明しました水道工事監督者及び水道事業管理者の資格要件

につきまして、専門職大学の前期課程を修了した者を短期大学の卒業者と同等に扱うものとするものであります。

これによりまして、1ページの第4条第3号の布設工事監督者と、2ページの第5条第2号及び第4号の水道技術管理者の資格要件に、専門職大学の前期課程を修了した者という条件が追加されます。

また、今回の改正に伴いまして、文言の表現につきましても修正を行うものであります。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第25号 那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第27号 那須烏山市民ふれあい農園設置、管理及び使用料条例の廃止について

○議長（沼田邦彦） 日程第13 議案第27号 那須烏山市民ふれあい農園設置、管理及び使用料条例の廃止についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市民ふれあい農園の利用頻度が低迷しており、また、管理棟の一部が腐食するなど老朽化が激しいことから、公共施設等総合管理計画の方針に基づき、那須烏山市民ふれあい農園を廃止するため、条例を廃止するものであります。

詳細につきましては、農政課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 命によりまして、提案理由の補足説明をさせていただきます。

那須烏山市民ふれあい農園につきましては、旧南那須時代に農園での農作業体験を通じ、広く都市住民との交流を図るとともに、あわせてふるさと観光づくりの推進を目的に、国庫補助事業により1区画30平米の農園を100区画整備し、平成7年4月に開設した農園でございます。

当初より5年間は、ブームもありまして市内外利用者数及び利用区画数も順調な伸びを示しておりましたが、その後は右肩下がりの利用にとどまっている現状にあります。

その要因といたしましては、昨今の農業離れに加えまして、全国的な問題となっております遊休農地の増大、利用されていない農地が点在していることから、あえて市民ふれあい農園を利用しなくてもいいという敬遠感があると考えられます。

今後の農園運営につきましては、かねてから費用対効果、農園と一体的に整備いたしました管理棟の老朽化、今後の需要動向、指定管理期間終了のタイミング、所期目標の達成の観点から、農園の廃止を前提に検討を重ねてまいりました。

先日の全員協議会で御説明申し上げましたとおり、用途廃止後の活用方法につきましても、大和久福祉会によります跡地利用の方針も決定しておりますことから、スムーズな権利移動を図りたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 2点ほどお伺ひいたします。

このふれあい農園、開設以来23年で残念ながらこのふれあい農園を廃止し、管理棟を解体することになりましたが、この事業をいかに評価されているかであります。すなわち、もう役割を十分に果たしたと評価されているのか、それともまたはこの費用対効果からして失敗であったと評価されているか、これが1点です。

それともう一点、これは補助事業で実施したんですが、この施設整備費、それからずっとこの土地も借地でしたから、借地料なんかもかかったわけなんですが、これまでに幾ら支出しているのか。この支出の総額について。

以上2点についてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） ただいまの中山議員の御質問にお答えしたいと思います。

事業をいかに評価されているかということで、失敗か成功かという評価でございますが、今、補足説明でも申し上げましたとおり、平成6年度の国庫事業を活用いたしまして、旧南那須町で開設したものでございます。当時の設置目的は、先ほど申し上げましたけども、都市住民に農業体験を通して土に親しみ、農作物収穫への喜びを実感させるとともに、そこでつくられた野菜をほぼ同時期に同補助事業で整備いたしましたこぶしが丘温泉のその中にございましたログキャビン、ここでそういった野菜を使って調理して、温泉につかって宿泊して帰ってもらうとか、そういうふうな目的がございました。現在は廃止されました自然休養村を核とした都市と農村の交流拠点として、また、地域活性化を図ることを目的といたしました誘客エリアとして整備されたことは議員も御承知のとおりかと思えます。

開設当時は、家庭菜園ブームも相まって利用者数の増加も進みましたが、先ほど申し上げましたとおり、6年目以降、やはり徐々に利用者数が減ってまいりました。ここ数年では、全区画100区画のうち1割程度にとどまってしまっております。

この御質問の評価についてでございますけども、市民ふれあい農園の数字だけに着目しますと、必ずしも所期の目的を達成できたとは言いがたいところでございます。当農園敷地内には、現在も大和久福社によりますパン職人いっぴを初めといたしまして、新規就農者によります観光いちご園も運営しているところから、また過去にはふじた体験むらと称しまして、オーナー制度によりますそばの生産・収穫体験、収穫祭のほか、毎年ふじた体験むらいちご・パンまつりなど開催するなど、さまざまな取り組みが一体的に図られてきたことは、農園エリア全体で捉えれば大きな成果があったと考えているところでございます。

成功か失敗かということでは、私、担当としましては所期の目的は達成できているのではないかなと評価いたします。

2つ目の、施設整備費、賃借料等これまでの支出総額ということでございますが、当初の施

設整備費が約3,700万円でした。農園、駐車場、管理棟含めての金額でございます。地代につきましては、当初から賃借料ということでお支払いしてまして、今年度までで約740万円ほどになります。管理棟におけます小破修繕等も適時ございまして、約120万円ほど修繕費もあったかと存じます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） この事業が失敗であったか、成功であったかというのは非常に難しい点はあると思いますが、いずれにしてもこのような状況で今回、廃止するというのは、本当に私も残念であったと思っています。

このまずふれあい農園も、利用率が最大でも42%ですよ。それでこの間、課長から配付されました平成30年度までの利用率、平均しても2割しか使っていないんですよ。この部分は、言ってみれば私は失敗であったなど、このふれあい農園については考えています。

また、管理棟についてはさまざまな利用方法もありましたから、一概には言えないと思うんですが、これは市長も御承知のとおり、あそこにイチゴ園がありましたね。これはイチゴ園をつくる時も、あの当時、町が女性農業士として認めた女性の方々が中心になって、じゃあ、私がイチゴを栽培しますということで始まったんですが、もう三、四年ぐらいで撤退してしまって、やむなく1人の方だけが残っていて、最終的には赤字続きで廃止してしまったということ。

それと、ふれあい交流体験館ですね。これはパンとかおまんじゅうをつくろうということで、これも当時の女性が中心になって、えらい意気込みだったんですよ。ところがどんどん中におまんじゅうの皮の分ぐらいは何とか回収できても、あんこの分は税金で賄うと、そのような状況が続いて、結局はこれも大和久福社会のほうにお任せするというようなことになりました。非常にこれは新しい事業を始めるというのには相当これは担当課のほうでも計画の段階で十分に練りに練ってから事業に踏み切ってもらいたいと思います。

今度の当初予算を見ても、平成30年度でもう廃止というような幾つかの事業がありますね。これは私も果たしてもう本当に成功のうちに役割を果たしたというのか、それとも残念ながら失敗であったと、これ以上失敗は続けられないということでの廃止なのか、非常に難しい部分があると思いますが、これは特に課長さん方はこういった事業を展開するに当たりましては十分に検討してから事業に当たってもらいたいと、そう思っています。

以上です。答弁は結構です。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） ただいま上程されております那須烏山市民ふれあい農園設置、

管理及び使用料条例を廃止する条例、これは今、先輩議員がおっしゃったように、成功か失敗かといえば、私は失敗だったんだなと感じております。

私が議員にならせていただいて2年目ぐらいから、このふれあい農園は廃止すべきじゃないかということはずっと言ってまいりました。今の課長の説明ですと、平成5年からですか、これやっていたの。旧南那須の時代から。それで約25年間やってこられたわけですが、ずっと、今、先輩が言われたように、利用率は平均42%しかなかった。だけど実際その中には恐らくそれを担当している課の課長さんとか役場のOBの方とかそういう人が2区画、3区画借りてなお、それで42%ぐらいだったのではないかなと思っております。

ずっと前から私はこれはやめるべきだと言ってきたんですが、やっとことしになってこれを廃止するという事なので、ちょっと遅きに失した感はありますけれども、これを廃止したということは大変結構なことであると思っております。

済みません、質問じゃなくて申しわけございません。答弁は結構でございます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 1点お伺いしたいのですが、こちらの市民ふれあい農園の管理棟の跡地利用に関して、福祉会のほうに無償譲渡するというようなお話をされていたようなんですが、この地域の他の方、例えば自治会や近隣にお住まいの方に直売所なんかをやらないかというような打診なんかは内々でされたりとかしたのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 市内の直売所等に話しを持ちかけたかという部分については、いたしておりませんが、あくまでも体験むらの直売所も含めて、福祉会が一体的に利活用しているという部分も見まして、調整の段階では今後、跡地利用については一体的に利用していただくのが一番いいだろうということで調整を進めてまいりました。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） こちらのほうなんですが、平成31年度までは市で直営で管理されるということなので、もし可能であれば、この期限の中まで結構ですので、市内外の方に何か事業をやりたいという希望がある方向けに、賃貸などの形で募集をかけてみてはどうでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） いい御提案かとは思いますが、現在、新規就農者の観光いちご園の方が管理棟のほうを利用しているものですから、1年間についてはその方の利用を優先していきたいとは思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第27号 那須烏山市民ふれあい農園設置、管理及び使用料条例の廃止について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14 議案第9号から、日程第20 議案第15号までの平成30年度那須烏山市一般会計補正予算、国民健康保険特別会計補正予算、熊田診療所特別会計補正予算、後期高齢者医療特別会計補正予算、介護保険特別会計補正予算、下水道事業特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の7議案については、いずれも平成30年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

◎日程第14 議案第9号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について

◎日程第15 議案第10号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第16 議案第11号 平成30年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第17 議案第12号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第18 議案第13号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算
(第3号)について

◎日程第19 議案第14号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算
(第3号)について

◎日程第20 議案第15号 平成30年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第
3号)について

○議長(沼田邦彦) よって、議案第9号から議案第15号までの7議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長(川俣純子) 議案第9号から議案第15号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第9号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算(第4号)についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ7,081万7,000円増額し、補正後の予算総額を116億5,252万4,000円とするものであります。

今回は、地方特例交付金、国・県補助事業等の確定に伴う精算や各施設の修繕等が生じたことから、補正予算を編成したものであります。また、翌年度への繰越明許費や債務負担行為、地方債の変更など所要の予算を措置いたしました。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

議会費は、議員報酬の精算や議場用音響設備改修工事費の確定に伴う減額であります。

総務費は、ふるさと応援基金積立金として、全国各地から御寄附いただいた金額を積み立てするものであります。

庁舎整備基金積立金は、今後の庁舎整備に向け、基金残高の確保のため、積立金を予算計上するものであります。

栃木県議会議員選挙費は、3月中の期日前投票等に対応するため、所要の経費を計上するものであります。

民生費は、障がい者介護給付、訓練等給付費、障がい児支援事業費として、扶助費の実績に伴い増額計上するものであります。

生活保護総務費は、平成29年度の生活保護費の事業確定に伴う負担金の償還金を予算計上するものであります。

衛生費は、健康診査事業費として、検診受診者の増加に伴う診査委託料の増額であります。

農林水産業費は、園芸振興対策費として、園芸振興に向けた新規栽培及び規模拡大の生産者が増加するのに伴う補助金の増額であります。

八溝そばブランド力向上支援事業費は、八溝そばのブランド化を図るため、生産者が市外事業者に対する販売実績の増加に伴い、補助金の増額を計上するものであります。

地籍調査事業費は、中央Ⅱ地区の調査について、国の補正予算が追加配分されたことから、予算を計上し、平成31年度に繰り越しするものであります。

商工費は、商工振興資金貸付事業費として、融資貸し付けの増加に伴う補助金の増額を計上するものであります。

土木費は、道路整備に関する事業費の精算によるものを主に、公園及び市営住宅の修繕に伴う増額であります。

消防費は、消防施設整備費として、消防車両購入事業費の確定に伴う減額であります。

教育費は、学校施設整備基金積立金として、旧興野小学校の売却収入、学校施設整備基金に積み立てするための予算計上であります。

武道館施設整備費は、武道館駐車場用地として取得するため、土地購入費の予算を計上し、平成31年度に繰り越しするものであります。

小学校費、中学校費は、主に各小中学校に必要な備品の購入費であります。また、各小中学校のほか社会教育施設である公民館や体育施設等について、施設の老朽化に伴う修繕経費を計上いたしました。

災害復旧費は、未執行による事業精算に伴う減額であります。

公債費は、償還利子の精算に伴うものであります。

次に、歳入であります。

地方特例交付金は、額の確定に伴う増額であります。

国・県支出金は、主に事業費の確定に伴う精算であります。障害者介護給付費負担金や、障害児施設措置費給付費等負担金は、事業費の増額に伴い追加交付を受けるものであります。

財産収入は、旧興野小学校の土地売り払いについて、歳入の増額補正するものであります。

繰入金は、基金残高を確保するため、財政調整基金繰入金や市有施設整備基金繰入金を減額補正しました。

市債は、事業の精算によるものであります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として、全国の方々からいただきました寄附金の増額計上で

あります。

また、児童福祉事業費寄附金は、匿名希望者様からであり、教育総務費寄附金は、東京都小平市、秋山久様からいただいた寄附金であります。寄附金につきましては、それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をしており、御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。

次に、議案第10号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。まず、国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明いたします。

歳入歳出予算をそれぞれ1,586万円減額し、補正後の予算総額を33億6,365万8,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税の調定額が見込みより減少したため、2,119万3,000円を減額するほか、県からの保険給付費等交付金を4,664万3,000円減額するものであります。

歳出は、退職被保険者分の保険給付費を4,530万円減額し、過年度分の療養給付費の精算により2,990万8,000円の償還金が生じたため、この分を計上いたしました。なお、財源の不足につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入歳出予算をそれぞれ306万円減額し、補正後の予算総額を6,378万7,000円とするものであります。

歳入の内容は、境、七合両診療所の診療収入が見込みより減少したため、それぞれ274万6,000円、123万7,000円減額するものであります。歳出は、医薬品費の精査により306万8,000円減額するものであり、財源の不足分につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第11号 平成30年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ51万6,000円減額し、補正後の予算総額を6,071万4,000円とするものであります。

今回の補正内容は、診療収入が見込みより減少したため、291万9,000円を減額するものです。なお、財源の不足につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第12号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ517万9,000円減額し、補正後の予算総額を3億4,415万7,000円とするものであります。

主な内容は、後期高齢者医療保険料について、段階的に特例措置が廃止されたため、保険基盤安定制度負担金が減額になったことに伴い、歳入歳出ともに減額するものです。なお、財源の不足につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第13号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ6,666万9,000円増額し、補正後の予算総額を28億1,512万1,000円とするものであります。

歳出につきましては、各事業費の精査に伴い過不足が見込まれる介護保険給付費及び地域支援事業費等であります。

歳入につきましては、保険料や国・県支出金及び支払基金交付金等の精査に伴う充当財源の補正であります。

次に、議案第14号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ240万円減額し、補正後の予算総額を3億9,396万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、下水道整備費の精査に伴う減額であり、これに伴い一般会計繰入金を減額するものであります。また、前年度の特別会計予算に不用額が生じたため、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額する措置を講じました。

議案第15号 平成30年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、水道事業会計予算の収益的収入を43万円増額し、補正後の予算総額を5億5,452万9,000円とするものであります。主な内容は、消火栓維持管理負担金の減額、賞与引当金及び貸倒引当金の戻入益による増額であります。

また、収益的支出を491万5,000円増額し、補正後の予算総額を4億7,700万9,000円としております。主な内容は、給水管の老朽化に伴う修繕費の増額であります。

資本的収入は、497万7,000円を増額し、補正後の予算総額を4,391万6,000円としております。内容は、消火栓設置工事負担金の増額であります。

資本的支出では、5,051万9,000円を増額し、補正後の予算総額を4億6,269万7,000円としております。内容は、企業債の繰上償還を実施するための増額であります。

以上、議案第9号から議案第15号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。何と

ぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） それでは、平成30年度の各会計の補正予算について、何点か質問したいと思います。自分は一般会計に沿って質問したいと思います。

まず、26、27ページなんですけども、先ほど説明がありましたとおり、ふるさと応援基金事業、需用費のほうで10万円、積立金のほうで336万9,000円となっておりますが、このふるさと応援基金は、この積み立てによって総額幾らになるのか。

さらに総務省のほうでこのふるさと応援基金について、過度な返礼品を用意しないようにというふうな指導というか何かされているようなんですけど、そういうものを踏まえて、我が市としてはこれをどういうふうに見直すのか、考え方についてお示しいただければなと思います。

その下のほうに企画費としまして、コミュニティ助成事業費が250万円、地域おこし協力隊事業費が287万7,000円、さらにイメージキャラクター維持管理費が54万円減額となっておりますよね。これはいかなる理由によるものか、お願いします。

イメージキャラクターはそもそも幾らぐらいこれを年間に維持するのにかかるのか、費用についてももしわかれれば説明いただきたいなと思います。

次に、28、29ページの住宅促進対策費で、負担金、補助金、交付金の中で、定住促進住まいづくり事業費が395万円減額、民間賃貸住宅家賃補助事業費が216万5,000円減額となっております。これはいかなる理由によるものか。見込みに対して実状が利用が少なかったというような考え方でよろしいのかどうか。

次、34、35ページでございます。母子保健費の共済費の中の子育て世代包括支援センター事業総務費が58万2,000円とありますが、これはいかなる理由でこれを補正したのか。

さらにその下に健康増進費ということで、健康診査事業費196万1,000円計上されておりますけども、これは健康診査の参加率がふえてこの費用を計上したのかどうか、説明をいただきたいなと思います。

最後に、40ページ、41ページですけども、消防費、これの中で常備消防費というのが説明の欄に33万4,000円あるんですが、常備消防費というのは、これはいかなる内容の支出なのか。

その下に消防施設整備費が89万円減額、消防水利施設整備費も53万円減額となっておりますけども、これは事業精査による残金なのか。

さらにその下に、災害対策費が51万9,000円ありますが、これについても事業確定による精算なのか、その点について説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） では、27ページのふるさと応援関係につきまして御説明申し上げます。

まず、需用費の10万円のほうにつきましては、返礼品でJAなす南にお願いしている「はつものだより」とかお肉の発注分が不足してきたため、21件分10万円を補正させていただいております。

あと、ふるさと応援基金積立金につきまして、336万9,000円増額しております。内容につきましては、さきの12月補正から1月25日までにありました寄附金分126件分の積み立てでございます。

なお、ふるさと応援基金の平成30年度年度末残高見込みとしましては1,495万円を見込んでございます。

あと、41ページの消防費の常備消防につきましては、普通交付税の算入分がこの分だけ増額になったために、その増額分をそのまま広域のほうに負担金として支払うというものでございます。

以上です。

失礼しました。あと制度ですね。総務省のほうから寄附金額の3割以内ということで見直しを言われておりました。それに伴いまして、那須烏山市としましては、30%以内に内容や品物の量を見直したものが14品目、そのほか記念品の価格は変えずに寄附金額の区分を変更したものが34品目、従来から30%以内でおさめていたものが6品目ということで、そちらに改正しまして、現在は30%以内でおさめているという状況でございます。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） それでは、27ページ、コミュニティ助成事業費の250万円減についてお答えします。一般コミュニティ助成事業としまして、1団体不採択になったことから、その精算に伴う減になります。

地域おこし協力隊事業費287万7,000円の減、これにつきましては、平成30年度10月から2名、新たに募集をかけて採用する予定でした。結果的には採用に至らず、その分、不用額が出ましたのでそれに係る費用を2人分落としたということでございます。

イメージキャラクター維持管理費54万円の減でございますが、基本的には委託費による総額になります。合計で20万円程度の見込みとなっております。今回、今後にかかる委託業

務が1件程度の事業にかかるということから、精算による減ということになっております。

29ページ、定住促進住まいづくり事業費の395万円の減でございます。これにつきましては、平成30年度見直しをかけた上で、旧制度として15件、新制度として40件、見込みを含めてでございます。これに係る費用につきましては、精算として395万円が減額になる予定でございます。

民間賃貸住宅家賃補助事業費216万5,000円でございますが、これにつきましては認定から3年間、家賃補助ができるというものでございますが、現段階では全部で25世帯が該当しておりまして、それに係る精算として216万5,000円が減になるところでございます。

なお、先ほどの定住促進住まいづくり事業費につきましては、満額で40万円、最高で交付できる、それに伴って当初予定を組んでおりましたが、現実的には満額にならない該当者がいたことから、その分の減になったということでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） 平塚議員御質問の34ページ、35ページの内容についてお答えいたします。

こちらにつきましては、子育て世代包括支援センターの国・県の補助関係の部分で、平成29年度の確定に基づく償還金ということで、県と国合わせて57万6,000円のほか、嘱託職員の保険料に若干不足が生じたため、その分が6,000円ということで、合わせて58万2,000円ということになります。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 私のほうからは、同じく35ページの健康診査事業費についてです。

こちらは、いずれの検診もふえているんですけども、特に大腸がん検診、乳がん検診等で多くなっている部分でございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 私のほうから、41ページ、消防施設費のほうでございます。

まず、消防施設整備費でございますが、これは消防車両2台、消防車と救護援護車購入の額の確定に伴いまして精算した数字でございます。

消防水利施設整備費でございますが、これは防火水槽につきましては、当初3カ所予定しておりましたが、実際2カ所の設置ということで、550万8,000円ほど工事費のほうは減額

になりまして、あとその事業費の中で水道施設の整備に伴いまして、消火栓の改修がござい
ます。こちらのほうの負担金としまして、497万8,000円ほど上下水道課のほうに支払う
ということがございまして、差し引きの減額となっております。

また、災害対策費のほうでございまして、これは自主防災組織のほうに防災倉庫等を出して
いるわけですが、当初2カ所ほど予定しておりましたが、1カ所となったものだから
、1カ所分の減額でございまして。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 質問したものは全てわかりました。

最後の関係なんですけど、年度末を控えて、非常にお葬式と火事が多いんですよ。特に火
事のほうは、小木須のほうでも出して申しわけありませんでしたが、常備消防のほうと対策を
練られていると思うんですが、市のほうの考え方について御説明いただきたいなと思いま
す。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 2月に入りまして、実際8件の火災が発生しております。今週月
曜日から、昨日から消防署とうちのほうで対策強化ということで、メール配信、そのほか防災
行政無線での啓発、あと消防車両等によって警戒で鐘を鳴らしながら防火の周知をしていくと
いう形で、今週1週間進めていくということになっております。

また、来週からは防火週間が始まりますので、引き続きそういった活動が続いていくものと
思います。

以上です。

○17番（平塚英教） ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

質疑途中ではございますが、ここで暫時休憩とします。再開を午後2時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

11番田島議員。

○11番（田島信二） 2点ほどお伺いいたします。

21ページ、畜産担い手育成総合整備事業費補助金1,174万6,000円の減額になって
いますが、なぜでしょうか。

あと、33ページ、浄化槽設置事業費1,520万円の減になっているんですが、なぜでし

ようか。伺います。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 21ページの中段にあります畜産担い手育成総合整備事業費補助金1,174万6,000円減の理由についてお答えしたいと思います。

栃木塩那地区畜産の事業を公共事業で行っております。それらの内容、いろいろ整備の内容がございますが、一番大きな内容は入札による執行残等が一番大きい内容でございます。補正前は6,545万5,000円ございまして、所要額が補正後5,370万9,000円ということでの残が生じた内容でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） ただいま32ページ、33ページの浄化槽設置事業費に1,520万円の減が生じているということのお答えを申し上げます。

理由としましては、当初見込んだ基数を下回ったことが今回の減の理由となっております。設置につきまして、当初見込んでおりましたのが全体で89基。内訳としまして、5人槽を34基、7人槽を52基、10人槽を3基、それから撤去に対しましても補助を行っております。50基を見込んでおりました。しかし実績としまして、5人槽が34基、7人槽が24基、10人槽が2基の合わせまして60基の設置でございました。撤去につきましても16基の撤去でございましたので、その差額分、合わせまして1,520万円の減ということで今回の補正の計上をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

○11番（田島信二） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） 先ほど同僚議員からも質問がありましたが、消防水槽の設置工事、3基予定していたところが2基になったということで大桶ができなかったということなのかなと思いますが、今後これ、大桶地区に進めていくのかどうかということが1つと、あと非常に火事が頻繁で、もちろん火事をなくすことが重要でございますが、1つは、漏れ聞くところによりますと、消防団が出動するに当たって、エンジンがかからないという表現がいいかどうか、押しがけして出動しているような状況だという話も聞いております。

消防団の皆さん、忙しくて大変だとは思いますが、車の整備といいますか、エンジンをかけるとか、あとバッテリーが古いならばバッテリーをかえるとか、そんなようなところもフォローしながら対応していただければなど、こういうふうに思うんですが。

あともう一点は、烏山小学校のスクールバスの運行費、五百何十万ですか、大きくあれして

いますが、これは予定価格からかなり安く入札になったのことなのかと思うんですけども、もしそうであれば幾らの予定価格で幾らで落札されたのか、その辺ちょっと教えていただければなと思います。

以上2点、お願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 防火水槽につきましては、今後、改良関係とか補助の関係でその場所にまた設置できればそのほうを進めてまいりたいと思いますし、またほかの場所等があれば、そちらのほうを優先的に行くということになってしまうかと思いますが、補助の関係もあるものですから、ここですぐにできるという明言はちょっとできません。計画からは外れているわけではございませんので、時期を見て設置できるかと思っております。

また、消防車両の点検については、各分団で定期的に点検はしているものだと思いますが、不備な部分については逐次、総務課のほうに報告がございますので、それに対してはすぐに修繕等の対応を行っているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、烏山小学校スクールバスの運行費でございますが、当初予算のほうは一般貸し切りバスということで見ておりました。契約のほうは、特定バスというようなことになりましたので、減額になっております。予算額で申し上げますと、当初の予算額が2,004万5,000円、今回588万4,000円減額になったということで1,416万1,000円になったということです。

○12番（渋井由放） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 補正の一般会計補正予算31ページの下のほうにございます放課後児童健全育成事業費、これが485万4,000円の増額になっております。なぜ増額になったのか、この内容について伺いたいと思います。

もう一点、その4行下に児童手当給付費、これが逆に729万円減額になっております。これは子供が少なくなっているということもあるのかなと思うんですが、この辺の原因について答弁をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） まず、1点目の放課後児童クラブの関係になりますけれど、こちらは平成29年度の子ども・子育て交付金の償還の関係で精算の結果、額が確定したことから、今回、国と県の分合わせまして485万4,000円ということで増となっております。

児童手当の減につきましては、当初の見込みより給付の見込みが少なくなったというところ

から今回、減額とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） これは給付の見込みが少なくなったのはわかるんですが、対象者が少なくなったということですよ。ただ単純に少なくなったんじゃないくて、やっぱりこの手当を給付する対象者が少なくなったと。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） はい、対象者の減によるものです。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 37ページの園芸振興事業費と八溝そばブランド力向上支援事業費の内訳について教えてください。

あと済みません、中山かぼちゃブランド力向上支援事業費の減額の理由、そちらについても教えてください。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） まず、37ページの上の段から御説明します。中山かぼちゃブランド力向上支援事業費50万円の減でございます。当初予算100万円の予定はしてございましたけども、この内訳は、30万円が中山かぼちゃを活用してペーストを学校給食に提供事業として毎年行っている事業が30万円。これは予定どおり行いました。残り70万円については、ブランド力向上ということで、新規栽培者であるとか規模拡大者であるとか、種場の緊急支援ということで助成を行う内容でございますが、見込みは20万円ということで執行残が生じたので、減額するものでございます。

2段目の園芸振興事業費でございますが、3カ年の事業として今年度最終年度ということでございます。当初70万円という予算でございましたが、625万4,000円という見込みでございまして、内容はパイプハウスの助成、2分の1以内ということで、12名の方が手を挙げた内容でございます。12名で601万1,000円。さらにナスの栽培に必要な資材として、V字支柱というんですが、こういった支柱の支援ということで3名おりまして、24万3,000円ということで、見込みが625万4,000円ということで555万4,000円の増額補正でございます。

それから、八溝そばブランド力向上支援事業でございますが、この事業も今年度、3カ年事業ということで最終年度でございます。当初80万円という予算でございましたけども、見込みとしまして302万円ということで、222万円の補正でございます。

これは玄そばが市内の事業者、そば店等が地元のそばを購入した際に、玄そば1袋当たり

1,000円助成するという内容でございます。件数としましては、7件、30万円がございました。これは今言った地元のそば店の方が地元の生産者から購入した補助金でございます。

さらに広域型ということで、市外の事業者が地元の生産者が販売した場合に助成金を出すということで、同じく1,000円の助成がございます。これが9件ございまして、272万円の見込みがございます。合わせて302万円ということでの執行見込みになりましたので、増額補正するものでございます。

以上です。

○4番（荒井浩二） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 二、三点ちょっと確認なんですけども、まず31ページのところに、障がい者福祉費が大きく予算を上回ってしまっているという数字、4,800万円ほど上回っているというのはすごく気になるんですけども、これはとても今の状況を考えると心配なので、この辺の状況と見通しを教えてください。

それと、36、37ページのところに7番、地籍調査費が増加している。1,500万円ぐらいオーバーしているんですけども、これは去年、地籍調査が例のやり方が違ってペナルティーみたいなことをやっていたんですけど、その欠点を引きずっている数字なのか、それとも先ほど市長が中央地区の繰越云々という話がありましたけども、その関係だけなのか、ちょっとこの辺がわからなかったので説明をお願いします。

それと、同じ36、37ページのところの商工関係で、企業誘致事業費が2,000万円ほど使われていないんですけど、この数字を見るとうちの市の状況を考えたら余りにも情けないなと思うんですけども、説明があったかどうかあれなんですけども、この辺はどんなふうにかれからも考えるのか、内容も含めて教えてください。

その次に、38、39ページのところに土木費が1,500万円ぐらい、実際7億円の予算の規模なんですけども、今、土木費関係の予算をとるのはとても難しい状況を私もよくわかっている中で1,500万円を余らせるというのは、何かとても残念な気がしているんですけども、この辺の考え方ですね。

以上、この4点、お願いします。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 私のほうからは、31ページの障がい者介護給付費、訓練等給付費4,800万円の補正について、今の状況と今後の見通しをということでした。

今回の補正で主に多いのは、大きくは2つ分けられるんですが、介護給付費と訓練給付費というふうに分けられるんですが、介護給付費のほうでは生活介護、周りの世話をする部分、そ

ちらの部分が主にふえております。

それから、訓練等給付費のほうでは、就労支援B型でありますとか、また、障がい児の放課後の、その下にも1,000万円ってあるんですけども、放課後等のデイサービスの障がい児の訓練についてもやっぱり増加しております。毎年増加しております、人数がふえているという部分もありますし、事業所さんがふえているということで、サービスが充実してきているということになっているのかなと思います。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私のほうは、37ページ、地籍調査事業費1,537万4,000円の補正について説明申し上げます。

こちらは市長の提案理由のところリンクしているところが、同じく8ページ、9ページの第2表繰越明許費という項目があるんですが、その一番上の農林水産業費の地籍調査事業費で1,630万円、繰越明許なんです、こちらの金額とリンクしております。

こちら、繰越額が1,630万円なんです、今回補正のほうは1,537万4,000円と。この差額が92万6,000円ほどあるんですが、こちらは現予算の中であてがうということができたものですから、それで内容は市長の提案理由のとおり、本来でしたら平成31年度に箇所づけになる予定だった中央Ⅱ地区という新しい地籍調査区域が、国の補正予算によりまして前倒しになりまして、今年度追加配分になりましたので、そちらの追加配分を受けまして全額繰り越しになるという事業でございます。

次に、38ページ、39ページの土木費の1,500万円の減額の理由なんです、こちらはちょっと私の所管ではないんですが、下水道特別会計に操出金が、39ページの下から4行目、1,299万4,000円減額ということで、こちらが一番大きなウエートを示しております。

その他の金額につきましては、いわゆる交付金事業、いわゆるひもつきの事業ですね。その額の確定に伴う減額ということになっていきますので、そういった理由になっております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 私のほうからは、37ページ、企業誘致事業費の2,089万4,000円の減額について御説明いたします。

こちらの主な理由としましては、企業立地奨励金の交付の減額となります。大きな理由としましては、経営力向上計画が認定された企業がございまして、これが認定されますと課税の特例が受けられることとなります。それで2分の1課税の特例を受けた事業者が1社ありましたことから、税額が半額になったことにより、奨励する額も大きく減った経緯がございます。

もう一社が、創業が遅延しておりまして、1社、当初予定していたところより交付ができなかったところがありまして、合計で2,089万4,000円の減額ということになっております。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 大体わかりましたけども、障がい者の関係は、これはことしはその辺を織り込んで予算を組むよということでもいいのかどうかですね。見通しを立ててということでもいいのか。

あとは地籍調査の関係は、そういうことで失敗のダメージのあれではないと、回復のおくれじゃないということがわかりました。オーケーです。

それと、企業誘致の2,000万円、1社はとてもいいことでいいニュースだなと思いましたが、1社のほうだけでもやっぱりダメージは大きいので、この金額はこれからも大事にあと作戦練って使ってほしいなど。これは要望です。

あとは、土木の関係は全体が予算とりづらいんですけども、今回の件はそういう意味ではないということなので、これからも努力をお願いしたいということで、今の私の説明で内容は合っていますね。大丈夫ですね。

以上。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 十二、三点ありまして、済みません。

まず、9ページの繰越明許、これは3事業が繰り越すんですが、なぜこれ、繰り越さなければならぬのか。それで、繰り越していつごろ終わるのか、進行の予定日ですね。

それと同じページに債務負担行為がありますね。これは農業関係ですね。これは減額でしたね。この減額の理由について。

次に、27ページにふるさと応援基金、これは同僚議員が既に質問しているんですが、私の計算では、応援基金、合わせて今回で1,215万7,000円ではないかと思うんですよ。この当初、9月、12月、今回4回で、同じように歳入のほうも4回合わせて1,117万1,000円ではないかと、私この予算書から集計しているんですが、そうしますと、私の計算ですと予算上は積立金より寄附金のほうが少ないんですよ。これはどうしてこうなのか。

それと返礼品の分も実際ここにかかわっているわけですから、その辺のところはどうなっているのかなど。しかし、先ほど担当課長の説明ですと、1,495万円が入る予定だというんですが、これはまだ、そうしますと予算計上されていない分を含めているのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

それと、33ページに浄化槽設置事業がありますよね。これは3,900万円が今回1,520万円、大幅に減額になりました。2,380万円なんですが、これはことしはこれほど少なかった理由ですね。なぜこれは見積もり額よりもこれほど減ったのか。

それともう一点、浄化槽について、市内に浄化槽は相当もう設置されていると思うんですが、浄化槽の台帳というのは整備されているのかどうか。これは法的に整備しなければならないということに最近なるようなんですが、この辺のところをお伺いしたいと思います。

それと、37ページの林業振興費、これも510万円が310万円ほど今回は減額して、およそ200万円ですよね。相当これは縮小したようなんですが、この縮小した理由。なぜこれほど当初予算の見積もりからでは減額せざるを得なかったのか、理由についてです。

次に、41ページです。中学生の海外派遣事業ですね。これは当初490万円ほど取りました。今回185万円ほどマイナスで300万円になると思うんです。これはなぜ希望者を募ることができなかったのか。これほど人気がなかったのか、この辺についてお伺いします。

スクールバスについてはわかりました。

次に、めくってください。43ページで武道館の関係です。当初4,000万円が今回1,473万7,000円、今になって何をどうこうするのか、このことについてお伺いします。

それと、47ページに債務負担行為がありますね。利子補給がありますね。このどのような事業に対してこの利子補給するのか、事業名、その事業費、補助率、どんな事業で何%の補助率で事業を実施するのかです。

次に、今度は変わりました第10号の補正予算、国保会計ですね。15ページを見ますと、退職被保険者の給付費7,200万円が今回大幅に4,000万円マイナスをして、3,200万円になりました。同じように退職被保険者の高額給付費も1,300万円から500万円をマイナスで800万円になっているんですね。この56%、37%と大幅な減額した理由についてお伺いします。

次に、13号の介護保険会計の補正なんですが、15ページに介護保険の給付費、およそ24億7,000万円ほど支払うことになっているんですが、この支払いに対しての審査方法というのはどんな方法でやっているのでしょうか。

20ページを見ますと、審査手数料というのが22万7,000円ほど載っているんですが、これほどのわずかな金額で24億円からのこの支払いが適正に審査されるのかどうか、私はちょっと疑問を持ったものですから、この辺についてお伺いしたいと思います。

それに15号で、水道会計関係ですね。これは企業債の繰上償還により、今年度末の未償還額というのは幾らになるのか。私の計算ですと、23億円ほどなんですが、これについて正確な数字をお伺いいたします。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、私のほうから、先ほどと重複しちゃうんですが、8ページ、9ページ、繰越明許費について説明を申し上げます。

今回、事業で地籍調査事業と急傾斜地崩壊対策事業と武道館施設整備事業ということで、3つほど繰り越しを計上させていただきました。

まず1点目の地籍調査事業につきましては、先ほど答弁のとおり、平成31年度に箇所づけになる予定だったのが平成30年度に前倒しということで、国のほうの補正予算ということで、中央Ⅱ地区と。具体的に言いますと、住居表示ですと中央三丁目、烏山高校周辺の新しい地籍調査が採択になりまして、今年度に予算を格付しまして、今回繰り越しということで、ですから完了見込みというのは来年の事業費と同じものですから、平成31年度いっぱいということになっております。

次に、急傾斜地崩壊対策事業につきましては繰越明許として126万円。こちらは、栃木県が事業主体で行っています急傾斜地対策事業で、箇所名では旭表Ⅰ-A地区とあって、山あげ大橋から東側の崖が崩れる前に未然に防ぐという事業で、こちらは今年度の栃木県の事業費が1,500万円ということで、私どものほうの負担金はその10%ということで、150万円ございます。

今回、そのうち、150万円のうち126万円繰り越しということで、こちらは栃木県のほうから伺っているのは、今現在、崖の詳細設計を進めている上で、地質等がなかなか難しい地域なもので、その工法がまだ決定していないということで、今後その工法を決定して、そして用地調査に入るとということで、大体半年ぐらいかかるということを伺っておりますので、大体9月末ということになります。

次の武道館施設整備なんですが、こちらは生涯学習課なんですが、工事のほうが私のほうで担当していますので、私のほうで答え申し上げます。

こちら、武道館施設整備費につきまして、今回、繰越明許費として4,123万7,000円計上しておりまして、こちらは関連がありますので、43ページの、先ほどの中で武道館で何で今回、補正するのかということで、43ページの下から1行目のほうの今回補正で、1,473万7,000円計上しております。

こちらの内訳として、新たに、皆さん御存じだと思うんですが、武道館と県道の上に民有地がありまして、そちらの民有地の取得の見込みがついたということで、今回、新たにその用地の取得、この1,473万7,000円というのは用地の取得の費用でございます。そちらを新たに計上して、これから具体的にすぐ……、初めに税務署等の事前協議、あくまでも事前協議

なので工事をやる前に協議しなくちゃいけないものですから、事前協議等と、それと事前協議が終わって初めて契約、所有権移転登記というこれから作業が入ってきますので、そちらの用地のほうがまとまり次第、幸い今年度、先ほど中山議員の言っていた当初予算で計上している4,000万円の範囲内で、その分も工事ができるということが確定しましたので、こちら43ページの用地の取得として1,473万7,000円。それに今年度の工事の一部の2,650万円を合わせて繰り越しして、4,123万7,000円という額になりますが、こちらは一体的に工事をしまして、どのぐらいかかるのかというと、通常、税務署協議、契約、所有権移転で約2カ月。事前協議ですから、全て協議してからじゃないと本工事のほうはできないものですから、それに1カ月と。ですから、6月末を目途として、これから事務処理をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 水上税務課長。

○税務課長（水上和明） 8ページ、9ページになります、債務負担行為の減額の理由ということですので、まず私のほうから、固定資産税土地評価支援業務委託に係る減額について、御説明いたします。

これは入札の執行によりまして、契約額が確定したため、減額したものでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小林環境課長。

○環境課長（小林貞大） 8ページ、9ページの一番下の一般廃棄物収集運搬事業につきましても、入札が済みしましたので、当初載せておりました限度額の変更をしたものでございます。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） ふるさと応援基金関係の、27ページでございます。

議員おっしゃるとおり、寄附金額と積み立ての額につきましては議員おっしゃる数字でございます。その差額44万6,000円ございますが、そちらにつきましては平成29年度の3月議会が終了してから、今年度の9月議会までに積み立てにならなかった差額分を9月議会措置してございますので、その差額分が今回の差額という形で出ております。

なお、先ほど1,495万円の残額が出るというのは、ふるさと応援基金の平成30年度末残高見込みでございます。ですから今回の積み立てを含んだ見込み額ということで御理解願いたいと思います。

それで、ふるさと応援基金の現状ということでございますが、平成30年度の寄附額、また、市県民税の控除額、返礼品等の経費等を見積もりましても、約240万円ほどの黒字で見えています。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） まず、浄化槽の設置事業におきまして、当初89基を見込んでおりました。これは平成29年度の実績に基づきまして、89基を見込んでおりましたが、実績としまして60基になってしまったということでございます。

PRにつきましては、福祉まつり等に出向きまして、下水道区域以外にお住まいの方には浄化槽設置で補助金が出ますよというPRはしておるんですが、なかなか浸透していない、もしくは既に設置を考えている方については設置が終わったのかなということで考えております。

続きまして、浄化槽台帳の整備でございますが、浄化槽の事務が平成12年度に栃木県から市のほうに権限移譲されました。その際に、栃木県から引き継いだものを元台帳としまして、それ以降、加除しながら台帳として浄化槽の管理をしております。ということでよろしく願いいたします。

続きまして、水道事業の補正につきまして、今回、繰上償還を行う財源として、5,051万9,000円を計上させていただいております。今回の繰り上げ返済を行うことによりまして、借りかえ債につきましては全て返済が終了となります。

今年度末の未償還残高につきましては、21億5,328万円余りとなりますので、よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 37ページの林業振興費318万2,000円の減額の理由でございます。

平成30年度当初、御存じのとおり31年度から導入されます森林環境譲与税、これらのシステムを構築するために、林地台帳作成業務委託という予算を、300万円ちょっと予算措置をしておりました。

いろいろ国のほうの調整、今やっている最中でございますが、新年度においてこの環境譲与税の前倒しの交付金をいただいて、森林GIS、いわゆる林地台帳関係のシステムを構築するというので、平成31年度、予定をしております。まだ当初には載っておりませんが、そういったところで見込みがつかまりましたので、平成30年度の予算を減額するものでございます。

それから、47ページ、利子補給の関係でございますが、2つほど平成30年度事業として利子補給金が発生いたします。1つ目が、上段にあります農業経営基盤強化資金利子補給金ということで、293万5,000円が平成30年度の資金でございます、限度額293万5,000円ということでございます。

内容は、畜産関係の公共事業に今取り組んでいる農家の方が借り入れた金額でありますとか、元牛の導入をするために購入するための資金であるとか、農機具を購入する際の資金であるとか、いわゆる認定農業者が借り受けできる部分でございます。そういった申請が上がりまして、市のほうでも利子補給規定に基づいて、現在のところ利子補給率0.2%から0.3%ということで、農業経営基盤強化資金利子補給金のほうは行っております。

下段の認定農業者育成確保資金利子補給金でございますが、1件ほど申請がございまして、これは農機具の購入に伴う借り入れでございます。

6年の債務負担がございますけれども、利子補給率は0.05%ということで、一番認定農業者には借りやすい資金でございます。

以上のような内容でございますので、よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、41ページの真ん中ほどになるかと思っておりますけれども、中学生海外派遣事業でございますが、平成29年度に14名の参加があったということで、平成30年度16名の参加を予定しておりました。実際には7名の参加ということで、大幅な減になっております。ということでの減になります。

要因でございますが、学校祭等の行事に重なってしまったということ、それと、部活動等の練習とかそういったものに重なってしまったというようなことが考えられます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） では、私のほうからは、議案第10号、国保特別会計の補正予算、15ページ、退職被保険者の給付費がなぜ大幅に減額になったのかという御質問でございましたけれども、退職被保険者の制度そのものは平成26年度に廃止されておりますので、現在は経過措置として、被保険者が65歳になるまで制度を継続しているというような状況になっておりますので、退職被保険者は年々減少していくのが当たり前ということで、予算につきましても毎年減額していくものなんですが、本年につきましては国民健康保険の制度が大きく変わりがまして、この給付費が今年度からは県のほうに財政負担が移ったということもありまして、大きく減額してしまうことに多少の不安もございましたので、ある程度余裕を見た予算措置をしておりました。

その上、その退職者の被保険者が平成29年度末には120名いたんですけれども、それを減少を見込んでいたにもかかわらず、さらに大きく減少して、現在40名まで減ってしまったということもありまして、そういったことで今回、事業費の見込みが大きく減少しましたので、減額させていただきました。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） それでは、私からは議案第13号、介護保険特別会計の補正の15ページからになりますかね。今、議員のほうから、介護等の支払いの審査について、大丈夫なのかというような御質問だったかと思うんですけども、介護給付費の支払いの審査方法についてですけども、これは市町村がサービス事業者から費用の請求を受けて、介護報酬とか設置基準に照らして審査した上で支払うということにはなっているんですけども、非常に煩雑でできないということがありまして、国保連合会のほうに代行して実施していただいております。

と申しますのも、事業所の請求を受けますと、都道府県全部からの事業所の情報、それから保険者の受給者情報、それから支払限度額の確認ということをして、それを審査会にかけて、その結果で請求するというような形になっております。

現在、それを国保連合会にやっていますので、その支払いをしているということで、17ページの審査支払手数料、16、17ページの下のほうに、13の委託料ということで、審査支払手数料10万2,000円……、今回補正したこの10万2,000円ですね。合わせると225万7,000円、これが介護サービスのほうになります。介護と予防のサービス費ということになります。

そして、21ページに審査支払手数料というのがまたあるんですけども、これが地域支援事業のほうで市町村が実施する事業になるわけですけども、こちらのほうも審査をさせていただいて、支払っているということで、こちらが22万7,000円ということになっております。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 一通り御答弁をいただきました。

37ページの浄化槽関係なんですけど、市内の浄化槽の台帳はほとんど整備しているような話でしたが、そうしますと今、何基なのか、基数わかりましたらお伺いしたいと思います。

それともう一つ、これは菊池課長のほうで、47ページの債務負担行為なんですけど、これは国・県補助事業で実施したものの、そのうちの自己負担分に対しての利子補給と、そのように理解してよろしいのか。

以上2点について再質問します。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） 台帳は整備しておりますが、手元に資料がございませんので、あす答弁をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 国・県負担分という今、御質問いただきましたけども、農業経営基盤強化資金の利子補給金については、9件のうち2件の方が国・県補助事業を活用しての負担分の借り入れでございます。

以上です。

○15番（中山五男） わかりました。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第9号から議案第15号までの7議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第9号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第10号 平成30年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第11号 平成30年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決い

たしました。

次に、日程第17 議案第12号 平成30年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第13号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第14号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第15号 平成30年度那須烏山市水道事業会計補正予算について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午後3時10分といたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21 議案第1号から、日程第28 議案第8号までの平成31年度那須烏山市一般会計予算、国民健康保険特別会計予算、熊田診療所特別会計予算、後期高齢者医療特別会計予算、介護保険特別会計予算、農業集落排水事業特別会計予算、下水道事業特別会計予算、水道事業会計予算の8議案については、いずれも平成31年度当初予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第21 議案第1号 平成31年度那須烏山市一般会計予算について
 - ◎日程第22 議案第2号 平成31年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
 - ◎日程第23 議案第3号 平成31年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
 - ◎日程第24 議案第4号 平成31年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について
 - ◎日程第25 議案第5号 平成31年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
 - ◎日程第26 議案第6号 平成31年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について
 - ◎日程第27 議案第7号 平成31年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について
 - ◎日程第28 議案第8号 平成31年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（沼田邦彦） よって、議案第1号から議案第8号までの平成31年度当初予算については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 平成31年度当初予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本市の財政状況は、高率で推移している経常収支比率や、恒常的な自主財源比率の低さから、財政の硬直化に直面しているところであります。

国においては、経済・財政運営と改革の基本方針2018、いわゆる骨太の方針を踏まえ、引き続き経済・財政再生計画の枠組みのもと、聖域なき徹底した見直しを推進するとともに、地方においても、国と同調した見直しを求めています。

さて、議案第1号 平成31年度那須烏山市一般会計予算ではありますが、歳入では、普通交付税における合併算定替の縮減開始から4年目となり、財源の確保がますます困難な状況にあります。

歳出では、少子高齢化の影響による扶助費の増加や、老朽化が著しい公共施設の長寿命化、

再編、統廃合など財政負担が増していく中で、一層厳しい財政運営が確実視されています。

このような中で、平成31年度は第2次総合計画2年目として、計画の基本理念である「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」を進めてまいります。

また、市民と向き合う全員参加のまちづくりの推進、厳しい財政状況の立て直し、広域的な自治体間連携の強化を3つの大きな柱として、本市が目指すべき将来像に向けて事業展開を図るとともに、ユネスコ無形文化遺産、烏山の山あげ行事や烏山城跡、龍門の滝、JR烏山線といった地域資源を最大限活用し、まち・ひと・しごと創生総合戦略の総仕上げの年として、着実な成果を目指してまいります。

さらに、平成31年度の重点事業としまして、新たな防災情報システムの構築、庁舎整備基本構想の策定、まちづくりランドデザインの策定の3つの事業を掲げ、本市の将来ビジョンを市民の皆様にはっきりとお示しし、丁寧な説明を行いながら合意形成に努めてまいりたいと考えております。

合併後13年以上が経過し、今なお山積する課題解決に向けて、まさに那須烏山市は次のステージへ変革のとき、第2章の幕開けの年でございます。

このため、平成31年度当初予算は、厳しい財政状況の立て直しに向けた選択と集中の実行元年として編成をしてまいりました。課題を先送りせず、見直すものは見直し、伸ばすものは伸ばすといったメリハリをつけた上で、戦略は太く政策は深く、行政コストはスリム化した那須烏山市セカンドステージ予算であると考えております。

さて、平成31年度一般会計の歳入歳出予算総額は、前年度比で3億8,000万円の減額、率にして3.4%減の109億4,000万円といたしました。

主な内容を説明申し上げます。まず、歳入であります。市税は、前年度比1,542万5,000円、0.5%減として、総額31億1,148万9,000円としました。

主要な税目では、法人市民税について、法人税割額の見直しから、1,000万円の減額、固定資産税は前年度同額程度を見込みました。

地方交付税は、合併算定替の縮減が4年目となり、さらなる減額が予想されるため、平成30年度実績を勘案し、前年度から2億円減額の41億円としました。このうち普通交付税は36億円、特別交付税は5億円でございます。

国庫支出金は、民間保育園の園舎改築に伴う保育所等整備費交付金や生活保護費負担金の減額により、前年度比1億9,748万5,000円、15.6%減の10億6,473万3,000円としました。

県支出金は、畜産担い手育成総合整備事業費補助金の減額により、前年度比3,111万4,000円、4.3%減の6億8,534万6,000円としました。

市債は、新たな防災情報システム構築に交付税措置のある有利な市債を活用することから、前年度比8,520万円、17.4%増の5億7,420万円としました。そのうち合併特例債につきましては、前年度同額の4,720万円としました。

臨時財政対策債は、平成30年度の実績と、国の地方財政計画を勘案し、前年度比5,000万円、12.5%減の3億5,000万円としました。

次に、歳出であります。議会費は、議場用音響設備改修工事の終了により、前年度比1,949万6,000円、12.3%減の1億3,838万3,000円としました。

総務費は、基幹系システム管理運営費などの増額はあるものの、コミュニティ助成事業費や選挙費の減額により、前年度比3,200万7,000円、2.5%減の12億7,340万8,000円としました。

民生費は、やすらぎ荘解体工事などの増額はあるものの、保育所等施設整備支援事業費の減額などにより、前年度比2億3,659万4,000円、6.2%減の35億5,260万7,000円としました。

衛生費は、浄化槽設置事業費や簡易水道事業特別会計繰出金の減額により、前年度比2,188万4,000円、1.6%減の13億1,842万5,000円としました。

農林水産業費は、団体営土地改良事業費の増額はあるものの、畜産振興費の減額により、前年度比4,374万1,000円、12.3%減の3億1,072万円としました。

商工費は、龍門ふるさと民芸館施設整備費の増額はあるものの、企業誘致事業費の減額により、前年度比2,165万7,000円、4.0%減の5億1,870万円としました。

土木費は、道路保全費の増額はあるものの、下水道事業特別会計繰出金の減額により、前年度比134万円、0.2%減の6億2,523万1,000円としました。

消防費は、新たな防災情報システム構築を行う防災行政情報通信整備費の増額により、前年度比1億286万6,000円、17.1%増の7億318万2,000円としました。

教育費は、学校施設等長寿命化計画策定事業費の増額はあるものの、武道館施設整備費の減額などにより、前年度比8,045万7,000円、6.7%減の11億1,616万円としました。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比は、民生費が32.5%、公債費が12.5%、衛生費が12.1%、総務費11.6%の順になりました。

また、性質別構成比は、補助費等が22.8%を占め、以下、人件費17.5%、物件費16.3%、扶助費14.9%となりました。

次に、議案第2号 平成31年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算でございます。

国民健康保険は、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険

法等の一部を改正する法律が成立し、平成30年度から国民健康保険の財政運営主体が市町村から都道府県に移行するという大きな制度改革がございました。新制度への移行はおおむね円滑に行われており、今後も県が策定した栃木県国民健康保険運営方針に沿って、本市の国民健康保険の健全かつ安定的な運営に努めてまいります。

それでは、まず国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明申し上げます。

平成31年度の歳入歳出予算総額は、前年度比1.8%増の34億4,318万4,000円であります。

歳出の主なものとして、市が県に納める国民健康保険事業費納付金が約9%増の9億2,499万円となり、歳出の70.2%を占める保険給付費はほぼ横ばいの24億1,675万9,000円でございます。

歳入の主な財源は、国民健康保険税、県支出金及び繰入金となりますが、県に納める納付金の増額分等につきましては、財政調整基金から1億円を繰り入れて財源とし、国保税率は据え置くことといたしました。

次に、診療施設勘定でございます。平成31年度診療施設勘定の歳入歳出予算総額は、診療収入の減少から、前年度と比較して0.6%、金額にして38万8,000円減の6,552万円であります。

歳出の主な内容は、総務費が予算総額の73.9%を占める4,840万1,000円、次いで医業費が1,505万3,000円でございます。

なお、歳入の主な財源は、診療収入であります。不足分につきましては診療所運営基金から400万円の繰り入れを計上いたしました。

次に、議案第3号 平成31年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算でございます。

熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比19.8%減の4,912万6,000円であります。この減額は、主にデジタルレントゲンの設置が完了したことに伴うものであります。

歳出の主な内容は、総務費が68.6%を占め、続いて医業費が30.4%であります。主な財源は、診療収入及びへき地診療所等補助金で、不足財源は運営基金からの繰り入れと一般会計繰入金をもって措置しました。なお、一般会計繰入金は前年度比では減となっております。

次に、議案第4号 平成31年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比約0.5%増の3億5,032万1,000円であります。

歳出の主な内容は、保険料等の広域連合納付金が90.3%を占め、次いで健康診査事業が8.4%となっております。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金であります。このうち後期高齢者医療保険料が全体の66.8%を占める2億3,387万1,000円で、前年度比5.8%の増であります。これは、後期高齢者医療制度の開設以来、被保険者に対して保険料が軽減されていた特例措置が平成29年度から段階的に廃止されたことによるものであります。

繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額した保険料額を補填するため、県及び市が負担をする保険基盤安定繰入金を8,233万1,000円、事務費繰入金を1,146万3,000円計上しております。

なお、平成31年度後期高齢者医療の保険料率は、改正時期でないため据え置きとなっております。

次に、議案第5号 平成31年度那須烏山市介護保険特別会計予算でございます。

介護保険特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比7,076万9,000円、2.6%増の27億4,826万9,000円であります。

歳入につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の財源として、第1号被保険者介護保険料を初め、国・県支出金、支払基金、一般会計繰入金が主なものであります。

歳出につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費などであります。

平成31年度は、那須烏山市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の2年目となり、引き続き介護給付費の適正化に努めるとともに、地域包括ケアシステムの考え方を核とした、住みなれた地域で安心して暮らせる体制づくりを基本とし、介護予防・日常生活支援総合事業や、地域共生社会の考え方を踏まえ、地域住民が助け合い支え合う、思いやりのあるまちづくりを推進してまいります。

また、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図るため、南那須地区に地域包括支援センターを設置し、きめ細やかな相談業務に応じるとともに、認知症初期集中支援チームを継続的に活用し、認知症早期診断・早期対応に向けた支援を進めてまいります。

さらに、地域で支え合う支援体制づくりを進めるために、生活支援コーディネーターの活用、南那須医師会との連携による在宅医療介護連携推進事業を実施するとともに、高齢化社会に対応するため、関係機関で構成する協議体により、地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービス提供の体制づくりを進めてまいります。

次に、議案第6号 平成31年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算でございます。

農業集落排水事業特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比10万円、0.2%増の6,010万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。財源につきましては、事業加入金、使用料、一般会計繰入金及び市債等をもつ

て措置しました。

興野地区の農業集落排水事業は、平成12年1月の供用開始以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでおり、平成30年3月末の水洗化率は89.0%となっております。

次に、議案第7号 平成31年度那須烏山市下水道事業特別会計予算でございます。

下水道事業特別会計の歳入歳出の予算総額は、前年度比7,870万円、20.0%減の3億1,400万円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等の維持管理費、管渠築造工事費、管渠工事及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。

財源は、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債等であります。

下水道事業は、平成25年3月に全体計画の見直しを行い、烏山中央処理区における平成30年3月末の整備面積は約117.4ヘクタールで、水洗化率は36.8%、年間汚水処理量は16万4,000立方メートルであります。

また、南那須処理区は、平成25年3月末までに全体計画区域63.8ヘクタール全ての整備が完了しており、水洗化率は89.5%で、年間汚水処理量は18万2,000立方メートルであります。

引き続き水処理施設の良い維持管理と水洗化率の向上に努めてまいり所存であります。

最後に、議案第8号 平成31年度那須烏山市水道事業会計予算でございます。

水道事業は、市民生活を支える重要な公共インフラでありますことから、引き続き健全な運営と公共の福祉の増進に心がけ、良質で安全な水道水を安定的に供給することにより、多くの市民から信頼される水道事業経営を推進してまいります。

また、事業経営におきましては、収納率の向上、経費の節減など、なお一層の企業努力を重ね、利用者の利便性とサービスの向上に努めるとともに、自然災害等に対する備えに十分配慮し、公衆衛生の維持と水の安定供給のため、施設の管理や整備等に努めてまいります。

なお、興野、向田、境地区で行っていた簡易水道事業は、平成31年度から水道事業に統合しております。

平成31年度当初予算の業務の概要は、給水戸数1万198戸、年間給水量258万5,851立方メートル、1日平均給水量7,085立方メートルであります。主な建設改良事業費は、田野倉、野上地内等の配水管の布設替工事として1億551万8,000円あります。

水道事業収益の主なものは、水道料金、他会計補助金等で6億2,175万3,000円あります。水道事業費用の主なものは、水道維持管理費、人件費、減価償却費、支払利息等で5億3,914万5,000円あります。

投資的経費である資本的収入の主なものは、他会計出資金等で4,593万8,000円であります。

資本的支出の主なものは、建設改良費、企業債償還金で、3億3,343万1,000円であります。

以上、議案第1号から議案第8号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、3月5日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、平成31年度当初予算の質疑については、3月5日に行うことといたします。

○議長（沼田邦彦） 日程第29 議案第28号 市有財産の処分について、及び日程第30 議案第26号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正については関連がございますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

◎日程第29 議案第28号 市有財産の処分について

◎日程第30 議案第26号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） よって、議案第28号及び議案第26号については一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） まず、議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成21年3月をもって閉校となりました旧興野小学校跡地を財産処分するに当たりまして、那須烏山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決を求めるものであります。

旧興野小学校跡地につきましては、閉校後、市内団体等への空き教室の貸し付けや市の運動施設として体育館を開放しておりましたが、市内事業所より事業拡張のため有償譲渡の申し出がありましたことから、未利用財産の有効活用と企業誘致の観点から、処分することとしたものであります。

地元である興野地区におきましては、今月8日、住民説明会を開催し、おおむね賛同を得ておりまして、現在、市有財産売買仮契約を締結し、本案の議決をもちまして本契約とするものであります。

続きまして、議案第26号の説明を申し上げます。

本案は、ただいま説明しました議案第28号、旧興野小学校の跡地の財産処分に伴い、運動施設として設置していた興野体育館を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は本年4月1日とし、当該施設の利用を3月末まで行うこととしております。

以上、議案第28号及び議案第26号の提案理由の説明といたします。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 全くこの提案には異存はないんですけども、ちょっと気になったのは、議案第26号で興野体育館を市の運動施設設置、管理、使用料条例の一部を改正するところからなくすわけですよ。これは行政財産としてあったものを普通財産にするためになくすということなんじゃないかな。そこのところがちょっと。それだと、品物を売ってから、行政財産だったものを普通財産にするというような誤解を生じるのではないかなと。だから本来であれば、26号を先に可決をして普通財産にした後に、この敷地全体として売るというふうにしたほうが整理がついたのかなと思うんですが、行政財産でなければ構わないですよ。その考え方だけ1点、お伺いしたいなと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 体育館については、3月いっぱいまで行政財産として使えるんですが、今回、全協でもお話ししたように入金をもって引き渡しということになるものですから、それまでは、4月1日に入金の予定でございますので、3月いっぱいまではそのままということ。

○17番（平塚英教） それは確認しているのね。それならいいですよ。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） 本当は筋が通らないかと思っているんですが、いいです。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） こちらの契約に関してなんですが、私も全く反対する立場ではなくて、むしろ賛成なんですが、ちょっと契約のほうで気になることがありますて、3点質問させてください。

こちらの契約に当たって、事前に建物の現況調査、いわゆるインスペクションでしたり、土地境界の確認だったり、アスベストの使用の有無などについてはわかっていることはあるんでしょうか。そちらのほうの売却経費等、もしあれば教えてください。

それと、私のほうで契約書を拝見させていただきまして、見たところ第16条のほう、瑕疵担保責任を負わないという旨の条項があって、こちらは当然のことだとは思いますが、契約の相手側、買い主様側にこちらのほうを改めてちゃんと抜き取りなくというか確認するために、実務上は特約条項のほうにこちらの第16条、瑕疵担保責任を負わない旨を確認しましたというようなことを一筆書いて、さらに押印もいただくような流れになっております。

そちらに絡んで、契約書を見させていただいたところ、全くその特約に関する条項というものがないのですが、別紙にこういったものは用意されているんでしょうか。お願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 事前に買い主のほうについては施設等を見ていただいて、確認をとっているところでございます。

また、境界確認についても、一応地籍調査をやっておりますので、境界については問題ないと思うんですが、再度、隣接地権者、今度新しく地主が変わるものですから、隣接地権者立ち合いのもと、もう一度、境界のほうを確認するという作業を進めたいと考えているところでございます。

また、特約条項については現在のところございません。

アスベストについても調査済みでございます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 特約条項がないということなんですが、契約後、受け渡しがあった後に問題等が起きないように、念のため16条のほう、こちらの契約書の、これは同じ契約書を使われるのかちょっとわからないんですが、できればこの下のほうに名前を書いて、ゴム判でもいいと思うんですが、あと会社印とともに押印していただければ確実だと思いますので、こちらのほうを検討してみてください。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 契約書については、この仮契約書が議会議決後に本契約ということになりますので、新たな契約を結ぶことはございません。

先ほどの指摘については、相手方もございますので、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 1点だけ質問させていただきます。

今回の4,000万円ほどで売却するわけなんですけど、今度、法人の土地になるわけですね。それで、この土地からこれから固定資産税が発生するわけですね。それで、この固定資産税額というのは、土地・建物合わせてどのぐらい市に納入することになるのか、おおよその見積額をお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 水上税務課長。

○税務課長（水上和明） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、建物の評価につきましては、県税事務所のほうに評価の依頼をしているところでございます。まさに今、査定業務を現地でしていただいているところでございますので、まだ建物の税額のほうは確定してございません。

土地につきましても、現在、平成30年度中の異動処理をやっております。その計算業務も今まさに4月の課税に向けて業務をやっているところでございますので、まだ正確な固定資産税は出てございません。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） それでは新しいのはわからなくたっていいですよ。今わかっている金額は幾らなの。今の税務課では幾らで評価をしているのか。

○議長（沼田邦彦） 水上税務課長。

○税務課長（水上和明） 今現在、課税のほうには、公共施設ということで、なってございません。

税務課の評価ということなんですけど、今お答えしましたとおり、まさに今、評価の最中でございますので、その評価の結果を待つて税額のほうは出したいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） この土地の評価額は、前回、総務課長が説明、資料の中には、評価額、平米当たり3,200円、これを基礎に2万5,000平米を掛けると売却額が8,111万円になるんだと、こういうわけだったんですが、この土地の評価額、平米当たり3,200円というのは、近傍類似から高いのか、安いのか、これは税務課の評価額としては

どうなんですか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） この売買価格につきましては、平成28年度に公売に当たりまして不動産鑑定士によりまして取引事例等の比較法、また、開発法に基づいた単価を使って価格を決定して公表してあります。その金額によって今回、相手方が了解して売買の契約に至ったということでございます。

土地の評価については、多分ほかだと本当に平らなところだともう少し高い部分があるのかもしれないし、あと今回、興野小学校の跡地については山林等も若干含まれておりますので、その辺の違いでほかの評価額とはまた別な額になってくるんじゃないかと思っています。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） 4,000万円ぐらいで買っていただけるということで、ありがたいことだと思うんですけども、これは企業誘致の条例の対象にまずなるのかという話と、あともう一つ、普通、財産を売買して、不動産を売買すると、1月1日現在で課税をします。そうすると途中の場合ですと、前の所有者と後の所有者で365日で割って税金を徴収すると、こういうようなことが一般的であります。

そういうことからすると、4月1日以降はアヤラ産業のものになれば、通常だとあれなんですけど、別にそういう特別な決まり事、今、査定しているぐらいだからないとは思いますが、そういうようなお考えは一切なく、また今後もこういう市のものを売るときはそういう形でやるんだと。例えば1月2日に契約すれば、1年間の固定資産税は払わなくていいと、こういうようなことに単純になるわけですね。その辺は検討をされたのかどうか。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 1番目の御質問にお答えします。

こちらは企業誘致奨励金の対象となります。ただし、増設という取り扱いで3年間だけ固定資産税を納めていただいた分をお返しするような奨励金として出すような形になります。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 水上税務課長。

○税務課長（水上和明） 課税に関しましては、来年度課税ということになってまいります。

それで、1月2日に取得した場合ということになりますと、渋井議員がおっしゃったとおり、1月1日現在の所有者に固定資産税の課税ということになりますので、そのようになると思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○12番（渋井由放） はい、了解です。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） ちょっとお願いなんですけど、全然この中身とは別に、せっかく今回、こんなうれしく、4,056万円とか、その後の固定資産税のお金のことを考えると本当にいいなと思うんですけども、このお金、せっかく入ったので、この一部をぜひこんなお金に使ってほしいなという要望です。

市民の中から、うちのまちには子供の遊び場がなくて本当に残念だと言っているのが、この一部に絶対使ってほしいなと思うんですね。それで、今回の興野の小学校なんかは当然、運動場とか子供の遊び場としてもそういう性格のものがあるので、そんなお金の使い道を多少でも考えてほしいなと思うんですけども、僕なんかは自分の孫のところに行くと、そのまちには遊び場があるんですね。そうするとお母さんたちの交流の場としてどんどん輪が広がっているのを見ていると、うちだったらどこかなと考えたら、荒川小学校の子供たちがつくった、あの100万円ぐらいのあれじゃ全然だめなので、もう少し子供たちが遊べるような、そんなところにぜひ使ってほしいなと思うんですけども、どうでしょうか。

これは何か僕なんかは高齢者の何とかのものを少しずつ削ってでも、子供にやるべきではないかなと前から思っていたんですけど、そのぐらい財政の厳しさを僕も理解しているので、今回みたいなこんな棚ぼたは本当に少ないんじゃないかと思うので、市長も前からこういうときにはどんなお金の使い方をするのか一緒に検討しようということを議員の時代にも言っていたと思うので、ぜひ検討してほしいと思うんですけど、どうですか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ありがとうございます。今回も学校の施設を売りましたので、その収益は学校の管理に使いたいなと思っております。

公園整備に関しましては、実はこの市、そんなに公園が少ないわけではないんですよ。いろんなところに公園があります。7つでしたっけ。都市公園が2つと、あといろんな、せせらぎ公園がありますし、中央公園にも公園があります。ただ遊具が少ないと言われますが、年代によって遊具の好きなものが違います。あと利用頻度も違うので、その全部をどこかに一括にしようとなかなか難しいので、段階的に整備をしていったり、取り壊したり改善しなきゃいけないので、そういうのはしていきたいなと思っています。

また、あと室内で遊ぶんでしたら、こども館とかそういうところで今、実際に交友を結んでいる方はたくさんいますので、そういうところも今度、議員、御訪問いただくとありがたいなと思います。

また、今後の計画としまして、ランドデザインの中にそういうものを入れていきたいなど考えておりますので、アイデアがありましたらぜひともそれを提供していただきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） ほかのところに子供たちとお母さんたちが集まってくるという成功例があるので、やっぱり戦略としては長い目で見てそういうものもぜひ、僕もアイデアを出しますから、実現するようにぜひお願いします。いいですか。

○市長（川俣純子） はい。今もしています。

○議長（沼田邦彦） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第28号及び議案第26号に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第29 議案第28号 市有財産の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30 議案第26号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第31 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（沼田邦彦） 日程第31 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。

この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、付託第1号のとおり陳情書第1号 精神障害者に身体・知的障害者同等の福祉サービスの適用を求める陳情書については、所管の文教福祉常任委員会に付託いたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議はあす午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午後 3時55分散会〕